

江 東 区 公 報

目 次

◎条 例

江東区個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例(12)2

江東区一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例(13)2

江東区特別区税条例の一部を改正する条例(14)3

江東区事務手数料条例の一部を改正する条例(15)5

江東区子どもプラザ条例(16)5

江東区子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例(17)7

江東区立図書館条例の一部を改正する条例(18)7

◎規 則

江東区医療法施行細則の一部を改正する規則(43)8

江東区柔道整復師法施行細則の一部を改正する規則(44)27

江東区あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行細則の一部を改正する規則(45)30

江東区歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則(46)35

江東区臨床検査技師等に関する法律施行細則の一部を改正する規則(47)40

江東区印鑑条例施行規則の一部を改正する規則(48)51

江東区建築基準法施行細則の一部を改正する規則(49)54

江東区高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則(50)66

江東区住宅用家屋証明事務施行細則の一部を改正する規則(51)69

江東区建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則(52)69

江東区租税特別措置法に基づく優良住宅認定事務施行細則の一部を改正する規則(53)70

江東区都市の低炭素化の促進に関する法律

施行細則の一部を改正する規則(54)70

江東区建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則(55)76

江東区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則の一部を改正する規則(56)85

江東区区民館条例施行規則の一部を改正する規則(57)86

江東区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則(58)88

江東区立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則(59)92

江東区普通河川管理条例施行規則の一部を改正する規則(60)92

◎告 示

都市計画の原案について(185)93

都市計画の原案について(186)94

令和3年度補正予算の告示について(187)95

令和3年度包括外部監査契約の締結について(189)100

建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づく道路指定の変更（一部取消し）について(193)100

地区計画の変更の原案について(195)100

保管自転車の処分について（令和3年7月上旬）(196)101

特定子ども・子育て支援施設等の確認について(198)101

指定特定相談支援事業及び指定障害児相談支援事業の廃止について(199)101

指定居宅介護支援事業所の廃止について(200)102

保管自転車の処分について（令和3年7月下旬）(205)102

令和3年4月江東区告示第100号の一部改正について(206)102

指定地域密着型サービス事業所の廃止について(207)102

指定地域密着型サービス事業所の指定について(208)102

建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づく道路位置の指定について(209)103

◎告 示（教）

令和3年第7回江東区教育委員会定例会の招集(10)103

◎告 示 (監)

包括外部監査人の監査の事務補助者の告示
(8)104

◎区 議 会

区議会議決事項 (令和 3 年第 2 回定例会) ...104

条	例
---	---

江東区個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 3 年 7 月 9 日
江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区条例第 1 2 号

江東区個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

江東区個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例 (平成 2 7 年 1 2 月江東区条例第 4 5 号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 6 の項中「重度身体障害者等緊急通報システム事業」を「重度身体障害者等救急通報システム事業」に改め、同表中 1 0 の項を削り、1 1 の項を 1 0 の項とし、1 2 の項から 2 6 の項までを 1 項ずつ繰り上げる。

別表第 2 の 2 1 の項中「重度身体障害者等緊急通報システム事業」を「重度身体障害者等救急通報システム事業」に改め、同表中 2 5 の項を削り、2 6 の項を 2 5 の項とし、2 7 の項から 3 1 の項までを 1 項ずつ繰り上げ、同表 3 2 の項中「重度身体障害者等緊急通報システム事業」を「重度身体障害者等救急通報システム事業」に改め、「人工肛門・人工膀胱用装具の購入費の助成に関する情報」を削り、同項を同表 3 1 の項とし、同表 3 3 の項中「重度身体障害者等緊急通報システム事業」を「重度身体障害者等救急通報システム事業」に改め、「人工肛門・人工膀胱用装具の購入費の助成に関する情報」を削り、同項を同表 3 2 の項とし、同表 3 4 の項中「重度身体障害者等緊急通報システム事業」を「重度身体障害者等救急通報システム事業」に改め、「人工肛門・人工膀胱用装具の購入費の助成に関する情報」を削り、同項を同表 3 3 の項とし、同表中 3 5 の項を 3 4 の項とし、3 6 の項から 5 5 の項までを 1 項ずつ繰り上げる。

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

江東区一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 3 年 7 月 9 日
江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区条例第 1 3 号

江東区一般職の任期付職員の採用に関する
条例の一部を改正する条例

江東区一般職の任期付職員の採用に関する条例
（平成28年10月江東区条例第41号）を次の
ように改正する。

第6条中「から第7項まで」及び「（特別区人
事委員会規則（以下「人事委員会規則」とい
う。）で定める職員を除く。）」を削る。

第7条（見出しを含む。）中「人事委員会規
則」を「特別区人事委員会規則」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例
による改正後の江東区一般職の任期付職員の採
用に関する条例（以下「改正後の条例」とい
う。）の規定は、令和3年4月1日から適用す
る。

（経過措置）

2 改正後の条例第6条の規定は、令和3年4月
1日以後に任期を定めて採用された職員につい
て適用し、同日前に任期を定めて採用された職
員については、なお従前の例による。

江東区特別区税条例の一部を改正する条例を公
布する。

令和3年7月9日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区条例第14号

江東区特別区税条例の一部を改正する条例

江東区特別区税条例（昭和39年12月江東区
条例第48号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「及び扶養親族」の次に
「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に
限る。以下この項において同じ。）」を加える。

第14条第1号中「扶養親族」の次に「（年齢
16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限
る。）」を加える。

第20条第1項第2号及び第3号中「寄付金
（」の次に「出資に関する業務に充てられること
が明らかなものを除き、」を加え、同項第4号中
「を除く。」を「及び出資に関する業務に充てら
れることが明らかなものを除き、」に改め、同項
第5号及び第6号中「寄付金（」の次に「出資に
関する業務に充てられることが明らかなものを除
き、」を加え、同項第7号中「を除く。」を「及
び出資に関する業務に充てられることが明らかな
ものを除き、」に改め、同項第8号中「寄付金
（」の次に「出資に関する業務に充てられること

が明らかなものを除き、」を加え、同項第9号中
「もの」の次に「及び出資に関する業務に充てら
れることが明らかなもの」を加える。

第24条の2第4項中「所得税法第198条第
2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受
けている」を「令第48条の9の7の2において
準用する令第8条の2の2に規定する要件を満た
す」に改め、「次条第4項」の次に「及び第36
条の9第3項」を加える。

第24条の3第1項各号列記以外の部分中「控
除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者
に限る」に改め、同条第4項中「所得税法第20
3条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長
の承認を受けている」を「令第48条の9の7の
3において準用する令第8条の2の2に規定する
要件を満たす」に改める。

第36条の8第1項第1号中「本条、次条第2
項及び」を「この条、次条第2項及び第3項並び
に」に改める。

第36条の9第1項中「規則で定める」を「施
行規則第5号の9様式による」に改め、同条第2
項中「その受理されたとき」を「その受理された
時」に改め、同条に次の2項を加える。

3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退
職所得申告書の提出の際に経由すべき退職手当
等の支払をする者が令第48条の18において
準用する令第8条の2の2に規定する要件を満
たす場合には、施行規則で定めるところにより、
当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職
手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申
告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供
することができる。

4 前項の規定の適用がある場合における第2項
の規定の適用については、同項中「退職所得申
告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載す
べき事項を」と、「支払をする者に受理された
とき」とあるのは「支払をする者が提供を受け
たとき」と、「受理された時」とあるのは「提
供を受けた時」とする。

付則第2条の4第1項中「及び扶養親族」の次
に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族
に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

付則第3条中「令和4年度」を「令和9年度」
に改める。

付則第6条第1項中「第5項」を「第8項」に
改め、同条第2項中「、当該軽自動車平成31
年4月1日から令和2年3月31日までの間に初
回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の

軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第 3 項中「この項及び次項」を「この条」に改め、「当該ガソリン軽自動車」が平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 2 年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第 4 項中「当該ガソリン軽自動車」が平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 2 年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第 6 項中「第 5 項」を「第 8 項」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条第 5 項の次に次の 3 項を加える。

- 6 法附則第 30 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第 39 条第 1 項の規定の適用については、当該軽自動車」が令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車」が令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 5 年度分の軽自動車税の種別割に限り、第 2 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 7 法附則第 30 条第 7 項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第 39 条第 1 項の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車」が令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車」が令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 5 年度分の軽自動車税の種別割に限り、第 3 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 8 法附則第 30 条第 8 項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第 39 条第 1 項の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車」が令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車」が令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合

には令和 5 年度分の軽自動車税の種別割に限り、第 4 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

付則第 6 条の 2 第 1 項中「第 5 項」を「第 8 項」に改める。

付則第 18 条に次の 1 項を加える。

- 2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第 6 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けた場合における付則第 3 条の 4 の 2 第 1 項の規定の適用については、同項中「令和 15 年度」とあるのは「令和 17 年度」と、「令和 3 年」とあるのは「令和 4 年」とする。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 20 条第 1 項の改正規定及び付則第 3 条の改正規定並びに次条第 1 項の規定 令和 4 年 1 月 1 日
- (2) 第 10 条第 2 項、第 14 条第 1 号及び第 24 条の 3 第 1 項各号列記以外の部分の改正規定並びに付則第 2 条の 4 第 1 項の改正規定並びに次条第 4 項の規定 令和 6 年 1 月 1 日

(区民税に関する経過措置)

第 2 条 この条例による改正後の江東区特別区税条例（以下「新条例」という。）第 20 条第 1 項各号の規定は、所得割の納税義務者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支出する同項各号に規定する寄附金又は金銭について適用し、所得割の納税義務者が施行日前に支出したこの条例による改正前の江東区特別区税条例（以下「旧条例」という。）第 20 条第 1 項各号に規定する寄附金又は金銭については、なお従前の例による。

- 2 新条例第 24 条の 2 第 4 項の規定は、施行日以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第 24 条の 2 第 4 項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。
- 3 新条例第 24 条の 3 第 4 項の規定は、施行日以後に行う新条例第 24 条の 2 第 4 項に規定する電磁的方法による新条例第 24 条の 3 第 4 項に規定する申告書に記載すべき事項の提供につ

いて適用し、施行日前に行った旧条例第24条の第4項に規定する電磁的方法による旧条例第24条の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

4 新条例の規定中個人の区民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の区民税について適用し、令和5年度分までの個人の区民税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

江東区事務手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年7月9日

江東区長 山崎孝明

◎江東区条例第15号

江東区事務手数料条例の一部を改正する条例

江東区事務手数料条例（昭和33年3月江東区条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2中7の項を削り、8の項を7の項とする。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

江東区こどもプラザ条例を公布する。

令和3年7月9日

江東区長 山崎孝明

◎江東区条例第16号

江東区こどもプラザ条例

（設置）

第1条 こどもの健やかな成長を地域とともに継続的に見守り、総合的に支援するため、江東区こどもプラザ（以下「こどもプラザ」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
江東区こどもプラザ	東京都江東区住吉一丁目9番8号

（事業）

第3条 こどもプラザは、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 児童の福祉増進に関すること。
- (2) こどもと地域との交流に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業

（施設）

第4条 こどもプラザには、次の施設を設ける。

- (1) 地域交流スペース
- (2) 文化・運動フロア
 - ア 第1多目的スペース
 - イ 第2多目的スペース
 - ウ 第1会議室
 - エ 第2会議室
 - オ 音楽室

（開館時間）

第5条 こどもプラザの開館時間は、午前9時から午後8時までとする。ただし、日曜日、休日及び12月28日の開館時間は、午前9時から午後7時までとする。

2 施設を貸切利用できる時間は、別表に定めるとおりとする。

3 前2項の規定にかかわらず、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、区長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）は、区長の承認を得て開館時間を変更することができる。

（休館日）

第6条 こどもプラザの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 年始（1月1日から同月3日までをいう。）
- (2) 年末（12月29日から同月31日までをいう。）
- (3) 館内整理日（毎月第3金曜日（休日に当たる場合は、その月の第3木曜日）及び1月4日をいう。）

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、区長の承認を得て休館日を変更し、臨時に休館日を定め、又は休館日に臨時に開館することができる。

（指定管理者による管理）

第7条 こどもプラザの管理は、指定管理者に行わせる。

2 前項の規定により指定管理者に行わせる業務は、次のとおりとする。

- (1) 第3条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 第4条に規定する施設の利用に関すること。
- (3) 施設及び設備の維持管理に関すること。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、区長が必要と認めること。

(貸切利用の承認)

第 8 条 別表に規定する施設を貸切利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者に申請し、その承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、貸切利用の承認に際し、管理上必要な条件を付することができる。

3 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、貸切利用を承認しない。

- (1) 公安を害し、風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 児童の健全な育成に支障があるとき。
- (3) 施設をき損するおそれがあるとき。
- (4) 営利を目的とするとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。

(転用の禁止)

第 9 条 前条の規定により貸切利用の承認を受けた者(以下「利用者」という。)は、承認を受けた目的以外に利用し、又は利用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(施設の変更等の禁止)

第 10 条 利用者は、施設に特別の設備をし、若しくは変更を加え、又は施設備付特殊器具を用途目的以外に利用してはならない。ただし、あらかじめ指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。

(利用料金)

第 11 条 利用者は、指定管理者に対し、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が区長の承認を得て定めるものとする。

(利用料金の減免)

第 12 条 指定管理者は、規則で定める場合は、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の還付)

第 13 条 既に支払われた利用料金は、還付しない。ただし、規則で定める場合又は指定管理者が特別の理由があると認める場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(貸切利用の取消し等)

第 14 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、貸切利用の承認を取り消し、又は貸切利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 利用の目的又は承認の条件に違反したとき。

- (2) 第 8 条第 3 項各号のいずれかに該当するとき。

- (3) この条例若しくはこの条例に基づく規則に違反し、又は指定管理者の指示に従わないとき。

- (4) 災害等の事故により、利用ができなくなったとき。

2 指定管理者は、前項の規定により貸切利用の承認を取り消し、又はその貸切利用を制限し、若しくは停止した場合は、速やかに区長に報告しなければならない。

3 区長は、第 1 項の規定によるもののほか、必要と認めるときは、貸切利用の承認を取り消し、又はその貸切利用を制限し、若しくは停止することができる。

(入館の制限)

第 15 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、こどもプラザの入館を禁じ、又は退場させることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑となるおそれがある者
- (2) 他人に危害を加えるおそれのある物を携帯する者
- (3) 飲酒若しくは薬物の影響で正常な行為がとれない状態であると認められる者又は伝染性の疾病があると認められる者
- (4) 施設内において許可なく物品の販売その他営業行為をする者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められる者

(原状回復の義務)

第 16 条 利用者は、施設の利用を終了したときは、直ちに利用した施設を原状に回復しなければならない。第 14 条の規定により貸切利用の承認を取り消され、又は貸切利用を制限され、若しくは停止されたときもまた同様とする。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、区長においてこれを執行し、その費用を利用者から徴収する。

(損害賠償の義務)

第 17 条 利用者は、施設の利用に際し、施設及び施設備付特殊器具等に損害を与えたときは、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第 18 条 この条例の施行について必要な事項は、

規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。
別表（第5条、第8条、第11条関係）

区分	利用日	利用時間	単位	利用料金
第1多目的スペース	平日	午前9時から午後1時まで、午後7時から午後9時まで	1日	9,600円
	土曜日、日曜日及び休日	午後7時から午後9時まで	1日	3,200円
第1会議室	平日	午前9時から午後9時まで	1日	4,200円
	土曜日、日曜日及び休日	午後7時から午後9時まで	1日	700円
第2会議室	平日	午前9時から午後9時まで	1日	4,200円
	土曜日、日曜日及び休日	午後7時から午後9時まで	1日	700円
音楽室	平日	午前9時から午後1時まで、午後7時から午後9時まで	1時間	400円
	土曜日、日曜日及び休日	午後7時から午後9時まで	1時間	400円

備考

- 1 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日という。
- 2 利用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含む。

江東区子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年7月9日

江東区長 山崎孝明

◎江東区条例第17号

江東区子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例

江東区子ども家庭支援センター条例（平成11年3月江東区条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条の表江東区有明子ども家庭支援センターの項の次に次のように加える。

江東区住吉子ども家庭支援センター	東京都江東区住吉一丁目9番8号
------------------	-----------------

第2条の表江東区東陽子ども家庭支援センターの項の次に次のように加える。

江東区亀戸子ども家庭支援センター	東京都江東区亀戸六丁目31番26号
------------------	-------------------

第5条第1項の表中

「江東区東陽子ども家庭支援センター」

を

「江東区東陽子ども家庭支援センター
江東区亀戸子ども家庭支援センター」

に改め、同表江東区有明子ども家庭支援センターの項の次に次のように加える。

江東区住吉子ども家庭支援センター	(1) 12月29日から翌年の1月3日までの日 (2) 館内整理日（毎月第3金曜日（休日に当たる場合は、その月の第3木曜日）及び1月4日をいう。）
------------------	--

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第2条の表江東区有明子ども家庭支援センターの項の次に江東区住吉子ども家庭支援センターの項を加える改正規定及び第5条第1項の表江東区有明子ども家庭支援センターの項の次に江東区住吉子ども家庭支援センターの項を加える改正規定は、規則で定める日から施行する。

江東区立図書館条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年7月9日

江東区長 山崎孝明

◎江東区条例第18号

江東区立図書館条例の一部を改正する条例
江東区立図書館条例（昭和40年12月江東区条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「 同 東大島 同 大島
図書館 九丁目4番2-
101 」

を

「 同 東大島 同 大島
図書館 九丁目4番2-
101
同 こども 同 住吉
プラザ図書館 一丁目9番8号 」

に改める。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、

第 7 号から第 9 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

別表中

「
江東区立江東図書館
江東区立深川図書館
江東区立東雲図書館
江東区立亀戸図書館
江東区立東大島図書館
」

を

「
江東区立江東図書館
江東区立深川図書館
江東区立東雲図書館
江東区立亀戸図書館
江東区立東大島図書館
江東区立こどもプラザ図書館
」

に改める。

附 則

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

規	則
---	---

江東区医療法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和 3 年 7 月 6 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第 4 3 号

江東区医療法施行細則の一部を改正する規則

江東区医療法施行細則（平成 9 年 3 月江東区規則第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式中「印」及び「ふりがな」を削り、「及び診察室」を「及び診療室」に、「エックス線診察室」を「エックス線診療室」に改める。

別記第 2 号様式中「ふりがな」及び「**印**」を削る。

別記第 3 号様式中「印」を削る。

別記第 5 号様式中「**印**」を削る。

別記第 7 号様式から別記第 9 号様式までを次のように改める。

別記第7号様式（第5条関係）

年 月 日

殿

住 所

開設者

氏 名

電 話 番 号 ()

ファクシミリ番号 ()

〔法人にあつては、名称、主たる
事務所の所在地及び代表者氏名〕

診療所（歯科診療所又は助産所）開設届

年 月 日付 第 号で開設の許可を受けた診療所（歯科診療所
又は助産所）を開設したので、医療法施行令第4条の2第1項の規定により、下記のとおり届け出ま
す。

記

1	名称			
2	所在地	電 話 番 号 () ファクシミリ番号 ()		
3	開設年月日	年 月 日		
4 管 理 者	現 住 所	電 話 番 号 () ファクシミリ番号 ()		
	氏 名			
	臨床研修等修了 登録年月日	年 月 日	確認欄	
	免許証番号及び 登録年月日	第 号 年 月 日	確認欄	
5	診療日時			

6 診療に従事する医師（歯科医師）の氏名、担当診療科名、診療日時及び医籍の登録事項					
氏 名	担当診療科名	診 療 日 時	医 籍 の 登 録 事 項		確認欄
			臨 床 研 修 等 修了登録年月日	免許証番号及び 登 録 年 月 日	
			年 月 日	第 号 年 月 日	
			年 月 日	第 号 年 月 日	
			年 月 日	第 号 年 月 日	
			年 月 日	第 号 年 月 日	
7 業務に従事する助産師の氏名及び勤務日時					
氏 名	診 療 日 時		免 許 証 番 号 及 び 登 録 年 月 日		確認欄
			第 号 年 月 日		
			第 号 年 月 日		
8 嘱託する医師又は病院若しくは診療所（助産所に限る。）					
嘱託医師の住所又は 嘱託する病院等の所在地		電話番号 () ファクシミリ番号 ()			
嘱託医師の氏名又は 嘱託する病院等の名称					
嘱託医師の担当科名又は 嘱託する病院等の診療科名					
9 嘱託する病院又は診療所（助産所に限る。）					
住 所		電話番号 () ファクシミリ番号 ()			
名 称					
10 医療従事者（薬剤師、看護師、准看護師、診療放射線（エックス線）技師等）					
職 種	氏 名	免許登録年月日	登録番号		確認欄
		年 月 日	第 号		
		年 月 日	第 号		
		年 月 日	第 号		
		年 月 日	第 号		
		年 月 日	第 号		
		年 月 日	第 号		

1 1 その他の従業者			
事 務 員	看 護 助 手	そ の 他	計
名	名	名	名
1 2 添付書類			
(1) 管理者が医師又は歯科医師である場合は、臨床研修等修了登録証の写し、免許証の写し及び職歴書(顔写真を添付すること。)			
(2) 管理者が助産師である場合は、免許証の写し及び職歴書(顔写真を添付すること。)			
(3) 診療に従事する医師又は歯科医師の臨床研修等修了登録証の写し及び免許証の写し			
(4) 業務に従事する助産師の免許証の写し			
(5) 医療法施行規則第15条の2第1項の医師に嘱託を行った旨の書類又は同条第2項の病院又は診療所が診療科名中に産科又は産婦人科を有する旨の書類及び当該病院又は診療所に対し、嘱託を行った旨の書類(分べんを取り扱う助産所に限る。)			
(6) 医療法施行規則第15条の2第3項の嘱託する病院又は診療所に嘱託した旨の書類(分べんを取り扱う助産所に限る。)			

別記第 8 号様式 (第 6 条関係)

年 月 日

殿

住 所
開設者
氏 名

電 話 番 号 ()
ファクシミリ番号 ()

診 療 所 開 設 届

診療所を開設したので、医療法第 8 条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1 名称					
2 所在地		電 話 番 号 () ファクシミリ番号 ()			
3 診療科名					
4 開 設 者	現に病院又は診療所を開 設し、管理し、又は勤務し ている場合	名 称			
		所在地			
4 開 設 者	本施設と同時に病院又は 診療所を開設しようとする 場合	名 称			
		所在地			
5 開設年月日		年 月 日			
6 管 理 者	現 住 所	電 話 番 号 () ファクシミリ番号 ()			
	氏 名				
	臨床研修等修了 登 録 年 月 日	年 月 日	確認欄		
	免許証番号及び 登 録 年 月 日	第 号 年 月 日	確認欄		
7 診療日時					

8 診療に従事する医師（歯科医師）の氏名、担当診療科名、診療日時及び医籍の登録事項													
氏 名	担当診療科名	診 療 日 時	医籍の登録事項		確認欄								
			臨 床 研 修 等 修了登録年月日	免 許 証 番 号 及 び 登 録 年 月 日									
			年 月 日	第 年 月 日									
			年 月 日	第 年 月 日									
			年 月 日	第 年 月 日									
			年 月 日	第 年 月 日									
			年 月 日	第 年 月 日									
			年 月 日	第 年 月 日									
9 業務に従事する助産師の氏名及び勤務日時													
氏 名		勤 務 日 時		免 許 証 番 号 及 び 登 録 年 月 日		確認欄							
				第 年 月 日									
				第 年 月 日									
				第 年 月 日									
10 医療従事者（薬剤師、看護師、准看護師、診療放射線（エックス線）技師等）													
職 種	氏 名		免 許 登 録 年 月 日		登 録 番 号		確認欄						
			年 月 日		第 号								
			年 月 日		第 号								
			年 月 日		第 号								
			年 月 日		第 号								
11 従業者定員													
医 師	薬 剤 師	看 護 師	准 看 護 師	助 産 師	診 療 放 射 線 技 師 （エックス線技師）	看 護 補 助	事 務 員		歯 科 医 師	歯 科 衛 生 士	歯 科 技 工 士		計
名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名
12 敷地の面積										㎡（平面図は、別添のとおり）			

1 3 交通機関及び敷地周囲の見取図									
交通機関	線		駅下車		口徒歩	分			
	駅		口からバス(行)		下車徒歩	分			
敷地の条件	用途地域		防火地域						
見取図	別添のとおり								
1 4 建物の構造概要及び平面図									
建物別名称	構造概要			建築面積	延面積				
	造 階建て			m ²	m ²				
	造 階建て			m ²	m ²				
住宅と併設の場合又はビルディングの一部を使用する場合									
住宅と併設の場合	造 階建てのうち 階			m ² 使用					
ビルディングの一部を使用する場合	造 階建てのうち 階 号室			m ² 使用					
平面図	別添のとおり								
1 5 廊下の幅									
建物別名称	片側廊下	中廊下	建物別名称	片側廊下	中廊下				
	m	m		m	m				
	m	m		m	m				
1 6 2階以上に病室を有する建物別の階段数及びその構造									
建物別の名称	患者の使用する屋内直通階段						病室のある最上階	避難階段の数	備考
	用途	幅	踊り場の幅	蹴上げ	踏面	手すりの有無			
		m	m	cm	cm		階 から地上まで 箇所		
		m	m	cm	cm				
		m	m	cm	cm		階 から地上まで 箇所		
		m	m	cm	cm				
エレベーターの有無		有 ・ 無							

17 病室の構造概要				室 床						
棟別	階別	病室番号	病室種別	一室の病床数	一室の床面積	一人当たり床面積	一室の採光面積	一室の直接外気開放面積	天井の高さ	換気の方法
	階			床	m ²	m ²	m ²	m ²	m	
	階			床	m ²	m ²	m ²	m ²	m	
	階			床	m ²	m ²	m ²	m ²	m	
	階			床	m ²	m ²	m ²	m ²	m	
	階			床	m ²	m ²	m ²	m ²	m	
	階			床	m ²	m ²	m ²	m ²	m	
18 診 察 室										
診察室名	室面積	処置室兼用の場合は、その部分の面積		診察室名	室面積	処置室兼用の場合は、その部分の面積				
科	m ²	m ²		科	m ²	m ²				
科	m ²	m ²		科	m ²	m ²				
19 処置室(診察室兼用の場合を除く。)										
処置室名		室面積		処置室名		室面積				
		m ²				m ²				
20 歯科治療室										
室面積		治療椅子		給水火気設備		防火設備		その他必要な設備		
m ²		台								
21 歯科技工室										
室面積		防じん設備		給水火気設備		防火設備		その他必要な設備		
m ²										
22 検査室										
名 称		室面積		防火設備		検査器具、器械等				
臨床検査室		m ²								
		m ²								

2 3 調 剤 所								
室 面 積	鍵 の 掛 か る 貯 蔵 設 備	冷 暗 所 の 有 無	備 付 け 天 び ん				備 考	
m ²								
2 4 手 術 室 及 び 準 備 室								
区 分	面 積	構 造 設 備						
		手 術 台	床	壁	天 井	照 明	暖 房	清 潔 な 手 洗 い 設 備
手 術 室	m ²	台						
準 備 室	m ²	台						
そ の 他 の 施 設								
2 5 分 べ ん 室 及 び 新 生 児 入 浴 施 設								
分 べ ん 室								
室 面 積	m ²	構 造 設 備						
新 生 児 入 浴 施 設								
室 面 積	m ²	構 造 設 備						
2 6 エ ッ ク ス 線 装 置 及 び 診 療 室								
開 設 時 設 置 (予 定) の エ ッ ク ス 線 装 置								
固 定 、 携 帯 の 別	用 途	製 作 者 名 及 び 型 式						
エ ッ ク ス 線 診 療 室								
室 面 積	室 内 の 構 造 概 要	操 作 室 の 面 積	暗 室					
			面 積	設 備				
m ²		m ²	m ²					
m ²		m ²	m ²					

27 その他の施設			
看護師勤務室	階	m ²	待 合 室
事務室		m ²	新 生 児 室
宿直室		m ²	
消毒施設		m ²	
給食設備		m ²	
洗濯室		m ²	
28 建築確認	年	月	日
			第 号
29 添付書類			
<ol style="list-style-type: none"> 1) 開設者の臨床研修等修了登録証の写し、免許証の写し及び職歴書(顔写真を添付すること。) 2) 管理者の臨床研修等修了登録証の写し、免許証の写し及び職歴書(顔写真を添付すること。) (開設者が管理者でない場合に限る。) 3) 診療に従事する医師又は歯科医師の臨床研修等修了登録証の写し及び免許証の写し 4) 業務に従事する助産師の免許証の写し 5) 土地及び建物の登記事項証明書(土地又は建物を賃借する場合は、賃貸借契約書の写しも添付すること。) 6) 敷地の平面図 7) 敷地周囲の見取図 8) 建物の平面図(縮尺100分の1以上のもの) 9) エックス線診療室放射線防護図(平面図及び立面図。縮尺50分の1のものとし、壁及び鉛の厚さを記入すること。) 10) 案内図 			

別記第 9 号様式 (第 6 条関係)

年 月 日

殿

住 所
 開設者
 氏 名
 電 話 番 号 ()
 ファクシミリ番号 ()

歯 科 診 療 所 開 設 届

歯科診療所を開設したので、医療法第 8 条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1	名称				
2	所在地	電 話 番 号 () ファクシミリ番号 ()			
3	診療科目				
4	開設者	現に病院又は診療所を開 設し、管理し、又は勤務 している場合	名 称		
			所在地		
		本施設と同時に病院又は 診療所を開設しようとする 場合	名 称		
			所在地		
5	開設年月日	年 月 日			
6	管理者	現 住 所	電 話 番 号 () ファクシミリ番号 ()		
		氏 名			
	臨床研修等修了 登 録 年 月 日	年 月 日	確認欄		
	免許証番号及び 登 録 年 月 日	第 号 年 月 日	確認欄		
7	診療日時				

8 診療に従事する医師(歯科医師)の氏名、担当診療科目、診療日時及び医籍の登録事項					
氏 名	担当診療科目	診療日時	医 籍 の 登 録 事 項		確認欄
			臨 床 研 修 等 修了登録年月日	免許証番号及び 登 録 年 月 日	
			年 月 日	第 年 月 日 第 年 月 日	
			年 月 日	第 年 月 日 第 年 月 日	
			年 月 日	第 年 月 日 第 年 月 日	
			年 月 日	第 年 月 日 第 年 月 日	
			年 月 日	第 年 月 日 第 年 月 日	
			年 月 日	第 年 月 日 第 年 月 日	
9 医療従事者(歯科衛生士、歯科技工士等)					
職 種	氏 名	免許登録年月日		登録番号	確認欄
		年 月 日		第 号	
		年 月 日		第 号	
		年 月 日		第 号	
		年 月 日		第 号	
10 従業者定員					
歯科医師	歯科衛生士	歯科技工士	事務員		計
名	名	名	名	名	名
11 敷地の面積 m²(平面図は、別添のとおり)					
12 交通機関及び敷地周囲の見取図					
交 通 機 関	線		駅下車		口徒歩
	分		分		分
	駅	口からバス(行)		下車徒歩	分
敷地の条件	用途地域		防火地域		
見 取 図	別添のとおり				

1 3 建物の構造概要及び平面図				
建物別名称	構 造 概 要		建築面積	延 面 積
	造 階建て		m ²	m ²
	造 階建て		m ²	m ²
住宅と併設の場合又はビルディングの一部を使用する場合				
住宅と併設の場合	造 階建てのうち		階	m ² 使用
ビルディングの一部を使用する場合	造 階建てのうち		階	号室 m ²
平 面 図	別添のとおり			
1 4 歯科治療室				
室面積	治療椅子	給水火気設備	防火設備	その他必要な設備
m ²	台			
m ²	台			
1 5 歯科技工室				
室面積	防じん設備	給水火気設備	防火設備	その他必要な設備
m ²				
1 6 エックス線装置及び診療室				
開設時設置(予定)のエックス線装置				
固定、携帯の別	用 途	製 作 者 名 及 び 型 式		
エックス線診療室				
室面積	室 内 の 構 造 概 要	操作室の面積	暗 室	
			面 積	設 備
m ²		m ²	m ²	
m ²		m ²	m ²	

17 その他の施設			
事務室	階	m ²	待合室
		m ²	m ²
消毒施設		m ²	m ²
		m ²	m ²
18 建築確認	年	月	日
			第 号
19 添付書類			
(1) 開設者の臨床研修等修了登録証の写し、免許証の写し及び職歴書(顔写真を添付すること。) (2) 管理者の臨床研修等修了登録証の写し、免許証の写し及び職歴書(顔写真を添付すること。)(開設者が管理者でない場合に限る。) (3) 診療に従事する歯科医師又は医師の臨床研修等修了登録証の写し及び免許証の写し (4) 土地及び建物の登記事項証明書(土地又は建物を賃借する場合は、賃貸借契約書の写しも添付すること。) (5) 敷地の平面図 (6) 敷地周囲の見取図 (7) 建物の平面図(縮尺100分の1以上のもの) (8) エックス線診療室放射線防護図(平面図及び立面図。縮尺50分の1のものとし、壁及び鉛の厚さを記入すること。) (9) 案内図			

別記第10号様式中「ふりがな」を削り、
 「氏名 印」
 を
 「氏名」
 に改め、

- 「(注1) 臨床研修等修了登録証写し及び免許証写しの添付は、本証の提示確認に代えることができる。提示確認の場合は、該当欄に保健所担当者の確認印を受けること。
 (注2) 平成16年4月1日時点において現に医師免許を受けている者及びそれ以前に医師免許の申請を行った者であって平成16年4月1日以降に医師免許を受けた者は、医療法等の一部を改正する法律(平成12年法律第141号。以下「一部改正法」という。)第2条の規定による改正後の医療法及び一部改正法第4条の規定による改正後の医師法の適用については、同法第16条

の4第1項の規定による登録を受けた者とみなす。」

を削る。
 別記第11号様式中「印」を削り、「診察室」を「診療室」に改める。
 別記第11号の2様式、別記第12号様式、別記第14号様式及び別記第15号様式中「印」を削る。
 別記第15号の2様式中「ふりがな」及び「(印)」を削る。
 別記第17号様式中
 「氏名 印」
 を
 「氏名」
 に、「管理者にしようとする者の臨床研修等修了登録証又は」を「管理者にしようとする者の臨床研修等修了登録証の写し、」に改め、
 「(注) 臨床研修等修了登録証又は免許証の写しの添付は、本証の提示確認に代えるこ

とができる。提示確認の場合は、該当欄に保健所担当者の確認印を受けること。

を削る。

別記第 19 号様式中

「 氏名 印 」

を

「 氏名 」

に改め、

「(注) 臨床研修等修了登録証及び免許証の写しの添付は、本証の提示確認に代えることができる。提示確認の場合は、該当欄に保健所担当者の確認印を受けること。」

を削る。

別記第 21 号様式及び別記第 22 号様式中

「(印)」を削る。

別記第 22 号の 2 様式中「印」を削る。

別記第 25 号様式中「(印)」を削る。

別記第 26 号様式中「(印)」を削り、

「そ の 他	取扱者の 被ばく測 定器具	フィルムバッジ・ポケ ット線量計 TLD・リングバッジ その他 ()
--------------	---------------------	--

を

「そ の 他	取扱者の 被ばく測 定器具	
--------------	---------------------	--

に、「年月を」を「登録年月日を」に改める。

別記第 26 号の 2 様式中「江東区保健所長」及

び「(印)」を削り、

「 放射線診療に関する経歴 」

を

「 放射線診療に関する経歴 (免許証番号及び登録年月日を含む。) 」

に、

「 予定使用開始時期 」

を

「 予定使用開始時期 年 月 日 」

に、「年月を」を「登録年月日を」に改める。

別記第 27 号様式中「江東区保健所長」及び

「(印)」を削り、「免許証番号・登録年月日を含む」を「免許証番号及び登録年月日を含む。」に、

「そ の 他	取扱者の 被ばく測 定器具	フィルムバッジ・ポケ ット線量計
--------------	---------------------	---------------------

他	定器具	TLD・リングバッジ その他 ()
---	-----	-----------------------

を

「そ の 他	取扱者の 被ばく測 定器具	
--------------	---------------------	--

に、「年月を」を「登録年月日を」に改める。

別記第 28 号様式中「江東区保健所長」及び

「(印)」を削り、「免許証番号・登録年月日を含む」を「免許証番号及び登録年月日を含む。」に、

「そ の 他	取扱者の 被ばく測 定器具	フィルムバッジ・ポケ ット線量計 TLD・リングバッジ その他 ()
--------------	---------------------	--

を

「そ の 他	取扱者の 被ばく測 定器具	
--------------	---------------------	--

に、「年月を」を「登録年月日を」に改める。

別記第 29 号様式中「江東区保健所長」及び

「(印)」を削り、「免許証番号・登録年月日を含む」を「免許証番号及び登録年月日を含む。」に、

「そ の 他	取扱者の 被ばく測 定器具	フィルムバッジ・ポケ ット線量計 TLD・リングバッジ その他 ()
--------------	---------------------	--

を

「そ の 他	取扱者の 被ばく測 定器具	
--------------	---------------------	--

に、「年月を」を「登録年月日を」に改める。

別記第 30 号様式を次のように改める。

別記第30号様式（第20条関係）

年 月 日

殿

管理者住所
氏 名

診療用放射性同位元素 備付届
陽電子断層撮影診療用放射性同位元素

下記のとおり 診療用放射性同位元素 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素 を備えるので、医療法第15条第3項及び医療法施行規則第28条第1項の規定により届け出ます。

記

診療所	名 称		
	所 在 地	電話番号 ()	ファクシミリ番号 ()
診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素に関する事項	種 類		
	形 状		
	年間使用予定数量 (ベクレル)		
	最大貯蔵予定数量 (ベクレル)		
	3月間使用予定数量 (ベクレル)		
放射線診療に従事する医師又は歯科医師の氏名及び経歴	1日最大使用予定数量 (ベクレル)		
	氏 名	職 種	放射線診療に関する経歴 (免許証番号及び登録年月日を含む。)
使用開始予定時期		年 月 日	

	使 用 の 場 所		使用室・治療病室・その他()					
	管 理 室		有 ・ 無					
	操 作 室		有 ・ 無					
	使用室等の 区画	処 置 室	有 ・ 無					
		準 備 室	有 ・ 無					
		患者用又は従事者用便所 の 区 分	有 ・ 無					
		患 者 待 機 室	有 ・ 無					
		治 療 病 室	有 ・ 無					
	診療用 放射性 同位元 素使用 室又は 陽電子 断層撮 影診療 用放射 性同位 元素使 用室の 放射線 障害の 防止に 関する 構造設 備の概 要	建 築 物 の 構 造		耐火構造・不燃材料・その他()				
		措置事項		遮蔽物を設ける場所				
天 井				壁	床	出 入 口	間 口 部	
遮 蔽 物		構 造						
		材 料						
		厚 さ						
汚染の おそれ のある 場所の 構造措 置		突起物及びくぼみ		有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
		目 地 及 び 隙 間		有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
		平滑施工をした表面仕上		有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
		耐腐食性及び耐浸透性		有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
フード、グローブボックス等		有 () ・ 無						
排 気 施 設 へ の 連 結		有 ・ 無						
準 備 室 に 設 け る 洗 浄 設 備		有 ・ 無						
排 水 施 設 へ の 連 結		有 ・ 無						
汚 染 検 査 に 必 要 な 測 定 器		有 () ・ 無						
汚 染 除 去 用 機 材		有 ・ 無						
汚 染 除 去 洗 浄 設 備		有 ・ 無						
更 衣 設 備		有 ・ 無						
出 入 口 の 数		通常出入口	箇所・非常口	箇所				
標 識		有 ・ 無						

貯蔵施設の放射線障害の防止に関する構造設備の概要	貯 蔵 の 方 法		貯蔵室 ・ 貯蔵箱	
	貯 蔵 室 又 は 貯 蔵 箱 の 場 所		別添図面のとおり	
	貯 蔵 施 設 の 構 造		鉄 筋 コ ン ク リ ー ト ・ 金 庫 その他()	
	貯 蔵 施 設 の 遮 蔽 材 料			
	貯蔵室の出入口の構造	出 入 口 の 数	通常出入口 箇所 ・ 非常口 箇所	
		特定防火設備に該当する防火戸	有 ・ 無	
		閉 鎖 設 備	鍵 ・ その他()	
	貯 蔵 箱 の 閉 鎖 設 備		鍵 ・ その他()	
	貯蔵容器の構造及び汚染防止措置	遮 蔽 材 料		
		空 気 汚 染 防 止 措 置		有 ・ 無
		液 体 の こ ぼ れ 防 止 措 置		有 ・ 無
		浸 透 防 止 措 置		有 ・ 無
		受 皿 及 び 吸 収 材		有 ・ 無
貯蔵物の種類及び数量の表示		有 ・ 無		
標 識		有 ・ 無		
貯 蔵 室 の 標 識		有 ・ 無		
運搬容器の放射線障害の防止に関する構造設備の概要	気 体 汚 染 発 生 防 止 措 置		有 ・ 無	
	液 体 の こ ぼ れ 及 び 浸 透 防 止 措 置		有 ・ 無	
	運 搬 物 の 種 類 及 び 数 量 の 表 示		有 ・ 無	
	標 識		有 ・ 無	

廃棄施設の放射線障害の防止に関する構造設備の概要	排水設備	構造、容量及び基数	地上式(六面体等)・その他(貯留槽 m ³ ×基・希釈槽 m ³ ×基)
		排水監視施設	有 ・ 無
		漏水、浸透及び腐食防止措置	有 ・ 無
		排液処理槽の構造	排液採取可 ・ 濃度測定可
		排液流出調節装置	有 ・ 無
	排気設備	排液処理槽の開口部	ふた ・ さく
		標識	有 ・ 無
		排風機の能力及び基数	m ³ /時× 基
		排気監視設備	有 ・ 無
		漏出及び腐食防止措置	有 ・ 無
	保管廃棄設備	自動ダンパー装置等	有 ・ 無
		標識	有 ・ 無
		外部と区画された構造	有 ・ 無
		閉鎖設備	有 ・ 無
		耐火構造の措置	有 ・ 無
診療用放射性同位元素使用室又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室、貯蔵施設及び廃棄施設の放射線障害の防止に関する予防措置の概要	放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示	画壁等外側の実効線量が1ミリシーベルト/週以下となる措置	有 ・ 無
		管理区域	管理区域を設ける場所境界における実効線量が1.3ミリシーベルト/3月以下となる措置
	管理区域	空気中の放射性同位元素の濃度が医療法施行規則別表第3に定める濃度限度の1/10となる措置	有 ・ 無
		放射性同位元素によって汚染される物の表面密度が医療法施行規則別表第5に定める表面密度の1/10以下となる措置	有 ・ 無
		立入制限措置	扉 ・ その他()
	敷地の境界線	標識	有 ・ 無
		敷地内居住区域及び境界における実効線量が250マイクロシーベルト/3月以下となる措置	有 ・ 無
	その他	入院患者(診療により被ばくする放射線を除く。)の実効線量が1.3ミリシーベルト/3月以下となる措置	有 ・ 無
		取扱者被ばく防止用取扱器具	遮蔽用器具・その他()
		取扱者被ばく測定器	

注意事項

- 1 隣接室名、上階及び下階の室名並びに周囲の状況を明記した放射性同位元素使用施設(使用室、貯蔵施設及び廃棄施設)の平面図及び側面図を添付すること。
- 2 使用室図及び貯蔵施設図は、各室ごとに線源の位置、線源から天井、床及び周囲の画壁の外側までの距離(メートル)並びに防護物の材料、厚さ及び表面の仕上げ材料を記入した50分の1又は100分の1の縮図とすること。
- 3 排水及び排気の系統を示す廃棄施設図を添付すること。
- 4 管理区域の標識等の位置を記入すること。
- 5 放射線診療に関する経歴欄には、医師又は歯科医師の免許登録番号及び登録年月日を記入すること。
- 6 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を備え付ける場合は上記5の他、診療放射線技師についても必要事項を記載し、それぞれが所定の研修を修了していることを示す書類を添付すること。

別記第31号様式及び別記第32号様式中「印」を削る。

別記第34号様式中「印」を削り、「診察室」を「診療室」に改める。

別記第33号様式中「**印**」を削る。

別記第35号様式及び別記第36号様式中

「**印**」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区医療法施行細則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区柔道整復師法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年7月6日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第44号

江東区柔道整復師法施行細則の一部を改正する規則

江東区柔道整復師法施行細則（平成9年3月江東区規則第28号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第3号様式までを次のように改める。

別記第 1 号様式 (第 1 条関係)

年 月 日

殿

開設者 住 所

氏 名

〔法人にあつては、名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名〕

電 話 番 号 ()

ファクシミリ番号 ()

施 術 所 開 設 届

施術所を開設したので、柔道整備師法第 19 条第 1 項の規定により、下記のとおり届け
出ます。

記

1 名称					
2 開設場所	電話 ()		F A X ()		
3 開設年月日	年 月 日				
4 業務の種類	柔道整備				
5 業務に従事する 柔道整備師の氏名	氏 名	免許を受けた都道府県名又は財団名 免許証番号及び登録年月日		確 認	
6 構造設備の概要	項目	面 積	外気開放面積	換 気 装 置	
	室 専 用 の 施 術 室	m ²	m ²	有 ・ 無	
	待 合 室	m ²	m ²	有 ・ 無	
	器具・手指の消毒設備	有 ・ 無			
7 開設者の免許	有・無	免許を受けた都道府県名又は財団名 免許証番号及び登録年月日		確 認	
8 施術日時					

- 注意 1 業務に従事する施術者の免許証の写しを添付し、及び本証を提示すること。
 2 施術所の平面図を添付すること。
 3 開設者が法人の場合は、定款（寄付行為）及び登記事項証明書を添付すること。
 4 施術所への案内図を添付すること。

別記第2号様式（第2条関係）

年 月 日

殿

住 所
開設者
氏 名

〔法人にあつては、名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名〕

電 話 番 号 ()
ファクシミリ番号 ()

施 術 所 開 設 届 出 事 項 中 一 部 変 更 届

開設届出事項を変更したので、柔道整復師法第19条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 名 称		
2 所 在 地	電話番号 ()	FAX ()
3 開設届出年月日及び番号	年 月 日 第 号	
4 変 更 年 月 日	年 月 日	
5 変 更 し た 事 項	変 更 事 項	
	変 更 前	
	変 更 後	

注 意

- 1 変更事項が従事する施術者である場合は、新たに業務に従事する施術者の免許証の写しを添付し、及び本証を提示すること。
- 2 変更事項が構造設備である場合は、平面図を添付すること。

別記第 3 号様式 (第 3 条関係)

年 月 日

殿

住 所
開設者
氏 名

〔 法人にあつては、名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名〕

電 話 番 号 ()

ファクシミリ番号 ()

施術所休止・廃止・再開届

施術所を休止・廃止・再開したので、柔道整復師法第 19 条第 2 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 名 称	
2 所 在 地	電話番号 () FAX ()
3 開設届出年月日 及び番号	年 月 日 第 号
4 休止・廃止・再開 の理由	
5 休止・廃止・再開 年月日	年 月 日

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前

の江東区柔道整復師法施行細則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう

う師等に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年7月6日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第45号

江東区あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

江東区あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行細則（平成9年3月江東区規則第27号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第3号様式までを次のように改める。

別記第 1 号様式 (第 1 条関係)

年 月 日

殿

開設者 住 所

氏 名

(法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

電話番号 ()

ファクシミリ番号 ()

施 術 所 開 設 届

施術所を開設したので、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第 9 条の 2 第 1 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 名 称					
2 開 設 場 所	電話 () FAX ()				
3 開 設 年 月 日	年 月 日				
4 業 務 の 種 類	あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう				
5 業 務 に 従 事 す る 施 術 者 の 氏 名	氏 名	目の見えない者	免許を受けた都道府県名又は財団法人免許証番号及び登録年月日	確認	
6 構 造 設 備 の 概 要	項目	面 積	外気開放面積	換 気 装 置	
	室				
	専用の施術室	m ²	m ²	有 ・ 無	
	待合室	m ²	m ²	有 ・ 無	
	器具・手指の消毒設備	有 ・ 無			
7 開 設 者 の 免 許	有 ・ 無	免許を受けた都道府県名又は財団法人免許証番号及び登録年月日		確認	
8 施 術 日 時					

- 注意
- 1 業務に従事する施術者の免許証の写しを添付し、及び本証を提示すること。
 - 2 施術所の平面図を添付すること。
 - 3 開設者が法人の場合は、定款（寄付行為）及び登記事項証明書を添付すること。
 - 4 施術所への案内図を添付すること。

別記第2号様式（第2条関係）

年 月 日

殿

住 所
開設者
氏 名

〔法人にあつては、名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名〕

電話番号 ()
ファクシミリ番号 ()

施 術 所 開 設 届 出 事 項 中 一 部 変 更 届

開設届出事項を変更したので、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第9条の2第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 名 称		
2 所 在 地	電話番号 () FAX ()	
3 開設届出年月日及び番号	年 月 日 第 号	
4 変 更 年 月 日	年 月 日	
5 変 更 し た 事 項	変 更 事 項	
	変 更 前	
	変 更 後	

注 意

- 1 変更事項が従事する施術者である場合は、新たに業務に従事する施術者の免許証の写しを添付し、及び本証を提示すること。
- 2 変更事項が構造設備である場合は、平面図を添付すること。

別記第 3 号様式 (第 3 条関係)

年 月 日

殿

住 所
開設者
氏 名

〔法人にあつては、名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名〕

電 話 番 号 ()
ファクシミリ番号 ()

施術所休止・廃止・再開届

施術所を休止・廃止・再開したので、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第 9 条の 2 第 2 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 名 称	
2 所 在 地	電話番号 () FAX ()
3 開設届出年月日 及び番号	年 月 日 第 号
4 休止・廃止・再開 の理由	
5 休止・廃止・再開 年月日	年 月 日

別記第4号様式中「印」を削り、「都道府県名または」を「都道府県名又は」に、「添付または、」を「添付し、及び」に改める。

別記第5号様式中「印」を削り、「届け出ます」を「届け出ます。」に改める。

別記第6号様式中「印」を削り、「届け出ます」を「届け出ます。」に、「都道府県名または」を「都道府県名又は」に、「添付または、」を「添付し、及び」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行細則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年7月6日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第46号

江東区歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則

江東区歯科技工士法施行細則(平成9年3月江東区規則第26号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第4号様式までを次のように改める。

別記第 1 号様式 (第 3 条関係)

年 月 日

殿

住 所
開設者
氏 名

〔 法人にあつては、名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名 〕

電話番号 ()
F A X 番号 ()

歯科技工所開設届

歯科技工所を開設したので、歯科技工士法第 2 1 条第 1 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1	名 称			
2	開 設 場 所	電話番号 ()	F A X 番号 ()	
3	開 設 年 月 日	年	月	日
4 管 理 者	氏 名			
	住 所	電話番号 ()	F A X 番号 ()	
	免許の種別、番号 及び登録年月日	種 別 : 歯科医師 ・ 歯科技工士 知事 第 号 年 月 日 大臣		
5	業務に従事する者の氏名等			
	種 別	氏 名	免許証の交付者名、免許登録番号	登 録 年 月 日
	歯科医師・歯科 技工士		知事 第 号 大臣	年 月 日
	歯科医師・歯科 技工士		知事 第 号 大臣	年 月 日
	歯科医師・歯科 技工士		知事 第 号 大臣	年 月 日
6	建物の構造概要及び平面図 (別添)	歯科技工所 面積 m ² 造 階建 歯科技工所の構造設備の詳細は裏面のとおりに		

（裏面）

歯科技工所の構造設備		
項 目	歯科技工士法施行規則	状 態
① 歯科技工を行うために必要な設備及び器具等を備えている	第13条の2第1号	有・無
※「歯科技工を行うために必要な設備及び器具等」は次のとおり。 <input type="checkbox"/> 防音装置 <input type="checkbox"/> 防火装置 <input type="checkbox"/> 消火器 <input type="checkbox"/> 照明設備 <input type="checkbox"/> 空調設備 <input type="checkbox"/> 給排水設備 <input type="checkbox"/> 石膏トラップ <input type="checkbox"/> 空気清浄機 <input type="checkbox"/> 換気扇 <input type="checkbox"/> 技工用実体顕微鏡（マイクロスコープ） <input type="checkbox"/> 電気掃除機 <input type="checkbox"/> 分別ダストボックス <input type="checkbox"/> 防塵用マスク <input type="checkbox"/> 模型整理棚 <input type="checkbox"/> 書籍棚 <input type="checkbox"/> 救急箱 <input type="checkbox"/> 吸塵装置（室外排気が望ましい。） <input type="checkbox"/> 歯科技工用作業台 <input type="checkbox"/> 材料保管棚（保管庫） <input type="checkbox"/> 薬品保管庫		
② 歯科技工を円滑かつ適切に行うのに支障のないよう設備及び器具等が整備及び配置されており、かつ、清掃及び保守が容易に実施できる。	第13条の2第2号	適・否
③ 手洗い設備を有している。	第13条の2第3号	有・無
④ 常時居住する場所及び不潔な場所から明確に区別されている。	第13条の2第4号	適・否
⑤ 安全上及び防火上支障がないよう機器を配置でき、かつ、10m ² 以上の面積を有している。	第13条の2第5号	適・否
⑥ 照明及び換気が適切である。	第13条の2第6号	適・否
⑦ 床は、板張り、コンクリート又はこれらに準ずるものである。	第13条の2第7号	適・否
⑧ 出入口及び窓は、閉鎖できるものである。	第13条の2第8号	適・否
⑨ 防じん、防湿、防虫又は防そのための設備を有している。	第13条の2第9号	有・無
⑩ 廃水及び廃棄物の処理に要する設備及び器具を備えている。	第13条の2第10号	有・無
⑪ 歯科技工に伴って生じるじんあい又は微生物による汚染を防止するのに必要な構造及び設備を有している。	第13条の2第11号	有・無
⑫ 歯科技工に使用される原料、材料、中間物等を衛生的かつ安全に貯蔵するために必要な設備を有している。	第13条の2第12号	有・無
添付書類 1 管理者である歯科医師又は歯科技工士の免許証の写し及び顔写真付きの職歴書（免許証は本証を提示すること。） 2 業務に従事する歯科医師及び歯科技工士の免許証の写し（本証を提示すること。） 3 開設者が法人の場合は、定款（寄付行為）及び登記事項証明書 4 敷地の平面図及び附近の見取図 5 歯科技工所の平面図（機械、器具等の配置を記入すること。）		

別記第 2 号様式 (第 3 条関係)

年 月 日

殿

住 所
 開設者
 氏 名
 (法人にあつては、名称、主たる
 事務所の所在地及び代表者の氏名)
 電話番号 ()
 F A X 番号 ()

歯科技工所開設届出事項一部変更届

開設届出事項を変更したので、歯科技工士法第 2 1 条第 1 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 名 称		
2 開 設 場 所	電話番号 ()	F A X ()
3 開設届出年月日及び番号	年 月 日	第 号
4 変 更 年 月 日	年 月 日	
5 変 更 し た 事 項	変 更 事 項	
	変 更 理 由	
	変 更 前	
	変 更 後	

注 意

- 1 変更事項が建物の構造及び用途変更の場合は、平面図を添付すること。
- 2 変更事項が管理者の変更の場合は、免許証の写し及び顔写真付きの職歴書を添付すること（免許証は本証を提示すること）。この場合において、管理者が特例技工士の場合は、特例技工士届出受理証明書の写しを添付し、及び本証を提示すること。
- 3 変更事項が業務に従事する者の場合は、新たに業務に従事する者の免許証の写しを添付し、及び本証を提示すること。

別記第3号様式（第3条関係）

年 月 日

殿

住 所
開設者
氏 名

〔法人にあつては、名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名〕

電話番号 ()

F A X 番号 ()

歯科技工所休（廃）止届

歯科技工所を 休止・廃止 したので、歯科技工士法第21条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 名 称	
2 開 設 場 所	電話番号 () FAX ()
3 開設届出年月日及び番号	年 月 日 第 号
4 休（廃）止した理由	
5 休（廃）止した年月日	年 月 日
6 休止の予定期間	年 月 日から 年 月 日

別記第 4 号様式 (第 3 条関係)

年 月 日

殿

住 所
開設者
氏 名

〔法人にあつては、名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名〕

電話番号 ()

F A X 番号 ()

歯科技工所再開届

歯科技工所を再開したので、歯科技工士法第 2 1 条第 2 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 名 称	
2 開 設 場 所	電話番号 () FAX ()
3 開設届出年月日及び番号	年 月 日 第 号
4 休 止 の 届 出 年 月 日	年 月 日
5 再 開 の 理 由	
6 再 開 の 年 月 日	年 月 日

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区歯科技工士法施行細則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区臨床検査技師等に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和 3 年 7 月 6 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第 4 7 号

江東区臨床検査技師等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

江東区臨床検査技師等に関する法律施行細則
（平成9年3月江東区規則第25号）の一部を次
のように改正する。

別記第1号様式から別記第6号様式までを次の
ように改める。

別記第 1 号様式 (第 1 条関係)

衛生検査所登録証明書

申請者住所

申請者氏名

〔 法人にあつては、名称及び
主たる事務所の所在地 〕

臨床検査技師等に関する法律第 20 条の 3 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり登録したことを証明する。

記

衛生検査所の名称

衛生検査所の所在地

検査業務の内容

登 録 番 号 第 号

登 録 年 月 日 年 月 日

年 月 日

印

別記第2号様式（第2条関係）

年 月 日

殿

開設しようとする者又は管理者 住 所
氏 名

〔法人にあつては、名称、主たる
事務所の所在地及び代表者氏名〕

検体検査用放射性同位元素備付届

下記のとおり検体検査用放射性同位元素を備え付けるので、臨床検査技師等に関する法律第20条の4第4項及び臨床検査技師等に関する法律施行規則第17条の2第1項の規定により届け出ます。

記

衛生検査所の名称及び所在地	名 称		
	所 在 地	電話番号（ ）	ファクシミリ番号（ ）
年間に使用する予定している検体検査用放射性同位元素に関する事項	種 類		
	形 状		
	年間使用予定数量 (ベクレル)		
	最大貯蔵予定数量 (ベクレル)		
	3月間使用予定数量 (ベクレル)		
管理者及び放射性同位元素を使用する検査に従事する者の氏名及び経歴	1日最大使用予定数量 (ベクレル)		
	氏 名	職 種	放射性同位元素の取扱いに関する経歴 (免許証番号及び登録年月日を含む。)
	管理者		
	従事する者		

予 定 使 用 開 始 時 期		年 月 日					
検 査 射 性 同 素 室 使 用 元 放 射 性 線 障 害 防 止 設 備 概 要	建 築 物 の 構 造		耐火構造・不燃材料・その他()				
	遮 蔽 物 を 設 け る 場 所		天 井	壁	床	出 入 口	間 口 部
	遮 蔽 物	構 造					
		材 料					
		厚 さ					
	汚 染 の お そ れ の あ る 場 所 の 構 造 措 置	突 起 物 及 び く ぼ み	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
		目 地 及 び 隙 間	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
		平 滑 施 工 を し た 表 面 仕 上	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
		耐 腐 食 性 及 び 耐 浸 透 性	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
	フ ー ド 、 グ ロ ー プ ボ ッ ク ス 等		有 () ・ 無				
	準 備 室 に 設 け る 洗 浄 設 備		有 ・ 無				
	汚 染 検 査 に 必 要 な 測 定 器		有 () ・ 無				
	汚 染 除 去 用 器 材		有 ・ 無				
	汚 染 除 去 洗 浄 設 備		有 ・ 無				
	更 衣 設 備		有 ・ 無				
出 入 口 の 数		通常出入口 箇所 ・ 非常口 箇所					
標 識		有 ・ 無					

検 査 射 位 貯 設 射 害 に 関 する 設 備 の 概 要 検 体 用 放 射 性 元 素 貯 蔵 施 設 の 線 防 障 止 構 造 同 素 放 射 性 貯 蔵 施 設 の 線 防 障 止 構 造 及 び 汚 染 防 止 措 置	貯 蔵 方 法		貯蔵室 ・ 貯蔵箱
	貯蔵室又は貯蔵箱の場所		別添図面のとおり
	貯蔵施設の構造		鉄筋コンクリート ・ 金庫 その他()
	貯蔵施設の遮蔽材料		
	貯蔵室の 出入口の構造	出入口の数	通常出入口 場所 ・ 非常口 場所
		甲種防火戸	有 ・ 無
		閉鎖設備	鍵 ・ その他()
	貯蔵箱の閉鎖設備		鍵 ・ その他()
	貯蔵容器の 構造 及び 汚染 防止 措置	遮蔽材料	
		空気汚染防止措置	有 ・ 無
		液体のこぼれ防止措置	有 ・ 無
		浸透防止措置	有 ・ 無
		受皿及び吸収材	有 ・ 無
		貯蔵物の種類及び数量の表示	有 ・ 無
標 識		有 ・ 無	
貯蔵室の標識		有 ・ 無	

運搬容器の放射線障害に関する設備の概要	気体汚染発生防止措置		有	・	無
	液体こぼれ及び浸透防止措置		有	・	無
	運搬物の種類及び数量の表示		有	・	無
	標 識		有	・	無
廃棄施設の放射線障害に関する設備の概要	排 水 設 備	構造、容量及び基数	地上式(六面体等)貯留槽 $m^3 \times$	・	その他() 基・希釈槽 $m^3 \times$ 基
		排水監視設備	有	・	無
		漏水、浸透及び腐食防止措置	有	・	無
		排液処理槽の構造	排液採取可 ・ 濃度測定可		
		排液流出調節装置	有	・	無
		排液処理槽の開口部	蓋	・	柵
		標 識	有	・	無
	排 気 設 備	排風機の能力及び基数	$m^3/時 \times$		基
		排気監視設備	有	・	無
		漏出及び腐食防止措置	有	・	無
		自動ダンパー装置等	有	・	無
		標 識	有	・	無
	保 管 廃 棄 設 備	外部と区画された構造	有	・	無
		閉鎖設備	有	・	無
		耐火構造の措置	有	・	無
		空気汚染防止措置	有	・	無
		漏水、浸透、腐食防止措置	有	・	無
		標 識	有	・	無

検査射位使用貯蔵施設放射線障害防止の概要	放射線障害の防止に必要な注意事項の揭示		有 ・ 無
	施設内の人が常時立ち入る場所における実効線量が1ミリシーベルト/週以下となる措置		有 ・ 無
	管理区域	管理区域を設ける場所	別添図面のとおりに
		境界における実効線量が1.3ミリシーベルト/3月以下となる措置	有 ・ 無
		空気中の放射性同位元素の濃度が臨床検査技師等に関する法律施行規則第12条第1項第5号に規定する検体検査用放射性同位元素を備える衛生検査所の構造設備等の基準(昭和56年厚生省告示第16号。以下「告示」という。)第3の2に定める濃度限度の1/10以下となる措置	有 ・ 無
		放射性同位元素によって汚染される物の表面密度が告示第3の6に定める表面密度の1/10以下となる措置	有 ・ 無
		立入制限措置	扉 ・ その他()
		標 識	有 ・ 無
		敷地の境界線	敷地内居住区域及び境界における実効線量が250マイクロシーベルト/3月以下となる措置
	その他	取扱者被ばく防止用取扱器具	遮蔽用器具・その他()
取扱者被ばく測定用器具			

注 意

- 1 隣接室名、上階及び下階の室名並びに周囲の状況を明記した検体検査用放射性同位元素使用施設（使用室、貯蔵施設及び廃棄施設）の平面図及び側面図を添付すること。
- 2 使用室図及び貯蔵施設図は、各室ごとに線源の位置、線源から天井、床及び周囲の画壁の外側までの距離（メートル）並びに防護物の材料、厚さ及び表面の仕上げ材料を記入した50分の1又は100分の1の縮図とすること。
- 3 排水及び排気の系統を示す廃棄施設図を添付すること。
- 4 管理区域の標識等の位置を記入すること。

別記第 3 号様式 (第 3 条関係)

年 月 日

殿

管理者 住 所
氏 名

検体検査用放射性同位元素翌年使用予定届

下記のとおり、臨床検査技師等に関する法律施行規則第 17 条の 2 第 2 項の規定により、
検体検査用放射性同位元素の翌年における使用予定を届け出ます。

記

登 録 番 号		
衛 生 検 査 所 の 名 称 及 び 所 在 地	名 称	
	所 在 地	電話番号 () ファクシミリ番号 ()
翌年使用予定の検体検査用放射性同位元素	種 類	
	形 状	
	数量(ベクレル)	

別記第4号様式（第4条関係）

年 月 日

殿

管理者 住 所
氏 名

検体検査用放射性同位元素に関する変更届

下記のとおり検体検査用放射性同位元素（使用室・貯蔵施設・廃棄施設）を変更するので、臨床検査技師等に関する法律施行規則第17条の2第3項の規定により届け出ます。

記

登 録 番 号		
衛生検査所の名称及び所在地	名 称	
	所 在 地	電話番号 () ファクシミリ番号 ()
変更しようとする理由		
変 更 予 定 年 月 日		年 月 日
変更しようとする事項	変 更 前	
	変 更 後	

別記第 5 号様式 (第 5 条関係)

年 月 日

殿

管理者 住 所
氏 名

検体検査用放射性同位元素廃止届

下記のとおり検体検査用放射性同位元素を廃止したので、臨床検査技師等に関する法律
施行規則第 17 条の 2 第 4 項の規定により届け出ます。

記

登 録 番 号		
衛生検査 所の名称 及び所在地	名 称	
	所 在 地	電話番号 () ファクシミリ番号 ()
廃止した放射性同位 元素	種 類	
	型 状	
	廃止時における 放射線源の数値 (ベクレル)	
	廃止した理由	
	廃止年月日	年 月 日
	廃止後の 処分方法	
廃止後の使用室等の 用 途		

別記第6号様式(第6条関係)

年 月 日

殿

管理者 住 所
氏 名

検体検査用放射性同位元素廃止後の措置届

年 月 日をもって廃止した放射性同位元素については、下記のとおり措置したの
で、臨床検査技師等に関する法律施行規則第17条の2第4項の規定により届け出ます。

記

登 録 番 号		
衛生検査 所の名称 及び所在 地	名 称	
	所 在 地	電話番号 () ファクシミリ番号 ()
検体検査用放射性同位 元素による 汚染除去の概要		
検体検査用放射性同位 元素によって汚染 された物の譲渡又は廃 棄の概要		

注 意

検体検査用放射性同位元素を譲渡したときは、受領書の写しを添付すること。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

江東区印鑑条例施行規則の一部を改正する規則
を公布する。
令和3年7月6日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第 4 8 号

江東区印鑑条例施行規則の一部を改正する
規則

江東区印鑑条例施行規則（昭和 5 0 年 3 月江東
区規則第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式を次のように改める。

別記第1号様式（第10条関係）

印鑑登録申請書

江 東 区 長 殿

下記のとおり印鑑登録を申請します。

年 月 日

<input type="checkbox"/>	申請印影	登録する人	住所		窓口に 来られた方が 記入してください。
			江東区		
			ふりがな	生 年 月 日	
			氏名	年 月 日	
			旧氏、通称又はカタカナ表記		
		窓口に 来た人	1 本人 電話 ()		
			住所	電話 ()	
			氏名(旧氏又は通称)	本人との関係	

この保証書は、保証人をたてて即日登録を希望するときのみ必要です。

保 証 書	この印鑑登録申請書は、本人であることを保証します。		登録済印
	年 月 日		
	住所	東京都	
	氏名		
	(旧氏、通称又はカタカナ表記)		
	*必ず保証人本人が記入し、印は鮮明に押してください。		

別記第3号様式中「又は汚損したとき・登録印鑑を亡失されたとき・」を「若しくは汚損したとき、登録印鑑を亡失されたとき又は」に、「、又は死亡」を「又は死亡」に改める。

別記第4号様式中「旧氏・通称・カタカナ表記」を「旧氏、通称又はカタカナ表記」に、「(旧氏・通称)」を「(旧氏又は通称)」に改め、「印」を削る。

別記第5号様式を次のように改める。

別記第 5 号様式 (第 10 条関係)

印鑑登録証明書交付申請書

注意事項

この申請には、必ず印鑑登録証の提示が必要です。

江 東 区 長 殿

		年	月	日	
印 鑑 登 録 者	登録番号	_____			
	住所	江東区			
	ふりがな 氏名 (旧氏、通称又はカタカナ表記)	_____			
必 要 な 枚 数	枚	生 年 月 日	年	月	日
窓 口 に 来 た 人 (申 請 者)	1 本人	電話 (_____)			
	2 代理人	住所..... 氏名.....	電話 (_____)		

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区印鑑条例施行規則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

載を自署で行う場合においては、押印を省略できます。」を削る。

別記第 2 号様式中「印」及び「4 建築主等の氏名（法人の場合にあっては、代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。」を削る。

別記第 3 号様式を次のように改める。

江東区建築基準法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和 3 年 7 月 6 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第 49 号

江東区建築基準法施行細則の一部を改正する規則

江東区建築基準法施行細則（昭和 40 年 3 月江東区規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 2 項第 1 号に次のように加える。

ウ 法第 88 条に掲げる工作物 別記第 14 号の 5 の 2 様式による建築設備工事監理状況報告書（建築基準法第 88 条の工作物）並びに区長が別に定める建築設備概要書及び建築設備工事監理状況調書

第 46 条、第 48 条第 2 項及び第 50 条中「処分」を「処分等」に改める。

別記第 1 号様式中「印」及び「3 申請者の氏名（法人の場合にあっては、代表者の氏名）の記

別記第3号様式（第3条関係）

工 事 監 理 者 届

年 月 日

建 築 主 事 殿

建築主等
住 所

氏 名 _____
(法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

下記のとおり工事監理者を選任（解任）したので、江東区建築基準法施行細則第3条第2項の規定により、関係図書を添えてお届けします。

記

工 事 監 理 者	選 任	工事監理者の区分	代表となる工事監理者・その他の工事監理者
		工事と照合する設計図書	
		資 格	() 級建築士 () 登録第 号
		住 所	
		氏 名	電話 ()
	解 任	建築士事務所の名称及び所在地	() 級建築士事務所 () 登録第 号 電話 ()
		工事監理者の区分	代表となる工事監理者・その他の工事監理者
		工事と照合する設計図書	
		資 格	() 級建築士 () 登録第 号
		住 所	
確認年月日・番号		年 月 日 確認 第 号	
敷地の地名地番		江東区 丁目 番	
建築物の用途			
解任の期日及び理由		解任の期日 年 月 日 理 由	
摘 要		受付欄	

- (注意) 1 代表となる工事監理者及び申請に係る建築物に係る他の全ての工事監理者について記入してください。記入欄が不足する場合には、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
2 選任の場合は、建築士免許証の写しを添えてください。

別 紙

選 任	工事監理者の区分	その他の工事監理者		
	工事と照合する 設 計 図 書			
	資 格	() 級建築士	() 登録第	号
	住 所			
	氏 名	電話 ()		
	建築士事務所の 名称及び所在地	() 級建築士事務所	() 登録第	号
		電話 ()		
	工事監理者の区分	その他の工事監理者		
	工事と照合する 設 計 図 書			
	資 格	() 級建築士	() 登録第	号
住 所				
氏 名	電話 ()			
建築士事務所の 名称及び所在地	() 級建築士事務所	() 登録第	号	
	電話 ()			
解 任	工事監理者の区分	その他の工事監理者		
	工事と照合する 設 計 図 書			
	資 格	() 級建築士	() 登録第	号
	住 所			
	氏 名	電話 ()		
	建築士事務所の 名称及び所在地	() 級建築士事務所	() 登録第	号
		電話 ()		
	工事監理者の区分	その他の工事監理者		
	工事と照合する 設 計 図 書			
	資 格	() 級建築士	() 登録第	号
	住 所			
	氏 名	電話 ()		
	建築士事務所の 名称及び所在地	() 級建築士事務所	() 登録第	号
		電話 ()		

別記第 4 号様式中「印」を削り、

「 1 建築主等の欄は、建築物にあつては建築主、建築設備にあつては設置者、工作物にあつては築造主を記入してください。

2 建築主等又は工事施工者の氏名（法人の場合にあつては、代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。」

を

「 建築主等の欄は、建築物にあつ

ては建築主、建築設備にあつては設置者、工作物にあつては築造主を記入してください。」

に改める。

別記第 5 号様式中「印」及び「4 建築主等の氏名（法人の場合にあつては、代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。」を削る。

別記第 6 号様式中「調査員(印)」を「調査員氏名」に、「下さい」を「ください」に改める。

別記第 6 号の 2 様式中

「 氏名 印 」
を
「 氏名 」
に、

「 2 建築主の氏名（法人の場合にあつては、代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

3 (1)変更前欄については、構造計算適合性判定の申請先を建築基準法施行規則別記第2号様式第2面第7欄に記載したのから変更した場合に記載してください。

を
「 2 (1)変更前欄については、構造計算適合性判定の申請先を建築基準法施行規則別記第2号様式第2面第7欄に記載したのから変更した場合に記載してください。」
に改める。

別記第8号様式中「**印**」を削る。

別記第9号様式中「**印**」を削り、

「 2 届出者の氏名（法人の場合にあつては、代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略できます。

3 使用休止期間が変更になる場合は、改めて建築物使用休止届を提出してください。

4 6の欄は、建築物を除却する場合、該当するものを全て記入してください。」

を
「 2 使用休止期間が変更になる場合は、改めて建築物使用休止届を提出してください。

3 6の欄は、建築物を除却する場合、該当するものを全て記入してください。」

に改める。

別記第10号様式中「**印**」を削り、

「 2 届出者の氏名（法人の場合にあつては、代表者の氏名）の記

載を自署で行う場合においては、押印を省略できます。

3 再使用する建築物の定期調査報告書（第8号様式）、付近見取図、配置図、各階平面図及び定期調査票を添付してください。」

を
「 2 再使用する建築物の定期調査報告書（別記第8号様式）、付近見取図、配置図、各階平面図及び定期調査票を添付してください。」

に改める。

別記第10号の2様式中「**印**」を削り、

「 2 届出者の氏名（法人の場合にあつては、代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略できます。

3 使用休止期間が変更になる場合は、改めて特定建築設備等使用休止届を提出してください。」

を
「 2 使用休止期間が変更になる場合は、改めて特定建築設備等使用休止届を提出してください。」
に改める。

別記第10号の3様式中「**印**」を削り、

「 2 届出者の氏名（法人の場合にあつては、代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略できます。

3 建築基準法施行細則第6条第3項及び第4項又は第6条の2の2第3項及び第4項に規定する書類のうちそれぞれ該当するものを添付してください。」

を
「 2 建築基準法施行細則第6条第3項及び第4項又は第6条の2の2第3項及び第4項に規定する書類のうちそれぞれ該当するものを添付してください。」
に改める。

別記第10号の4様式中「**印**」を削り、「所在地・名称・代表者氏名及び社印」を「所在地、

名称及び代表者氏名」に、

「 2 代表となる工事監理者又は工事施工者の氏名（法人の場合にあつては、代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては押印を省略できます。
3 代表となる工事監理者及び工事施工者は、本報告書の記載内容と確認済証、設計図書等が整合しているか十分確認して記入してください。」

を

「 2 代表となる工事監理者及び工事施工者は、本報告書の記載内容と確認済証、設計図書等が整合しているか十分確認して記入してください。」

に改める。

別記第 10 号の 5 様式中

「 江東区長 あて 」

を

「 江東区長 殿 」

に改め、「印」を削り、

「 2 届出者の氏名（法人の場合に合つては、代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略できます。

3 変更事項のうち該当する項目について、記入してください。」

を

「 2 変更事項のうち該当する項目について、記入してください。」

に改める。

別記第 10 号の 7 様式中「印」を削る。

別記第 11 号様式及び別記第 13 号様式中

「 氏名 印 」

を

「 氏名 」

に改め、

「 5 申請者の氏名（法人の場合にあつては、代表者の氏名）を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。」を削る。

別記第 14 号の 2 様式及び別記第 14 号の 3 様式中「印」を削り、「所在地・名称・代表者氏名及び社印」を「所在地、名称及び代表者氏名」に、

「 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
2 代表となる工事監理者又は工事施工者の氏名（法人の場合にあつては、代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略できます。」

を

「 ※印のある欄は、記入しないでください。」

に改める。

別記第 14 号の 4 様式及び別記第 14 号の 5 様

式中「印」を削り、

「 3 総合所見欄は、代表となる工事監理者の監理目標及びその結果に対する所見を記入してください。」

を

「 3 総合所見欄は、代表となる工事監理者の監理目標及びその結果に対する所見を記入してください。

4 必要に応じて確認申請図書等を添付していただく場合があります。」

に改める。

別記第 14 号の 5 様式の次に次の様式を加える。

別記第14号の5の2様式(第15条関係)

建築設備工事監理状況報告書
(建築基準法第88条の工作物)

下記のとおり建築設備工事監理状況を報告します。
この報告及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

建 築 主 事 殿

工事監理者 住 所 電 話 ()
 会社名 ()級建築士事務所()登録第()号
 氏 名 ()級 建 築 士()登録第()号

工事施工者 住 所 電 話 ()
 会社名 建設業の許可 大臣・知事 第()号
 氏 名 ()級 建 築 士()登録第()号

築造主 住 所 電 話 ()
 氏 名
 (法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

記

工 事 現 場	名 称	
	築造場所	区 市
確認・計画通知、年月日及び番号等		年 月 日 第 号
		規 模
		高さ m 構造
確認済証交付後の設計変更 (有・無)		建築基準法第88条第1項の計画変更又は建築基準法第12条第5項の報告 年 月 日 第 号 (変更内容)
総合所見		

(注意) 1 報告書は、工事完了後、工事監理者が作成してください。
 2 工事施工者は、建築確認申請書に記載されている方を記入してください。
 3 総合所見欄は、工事監理者の監理目標及びその結果に対する所見を記入してください。

別記第14号の6様式及び別記第14号の7様式中「**印**」を削り、「昇降機を検査した場合の昇降機検査資格者」を「昇降機を検査した場合の昇降機等検査員」に、

「 1 総合所見欄は昇降機工事監理

者又は昇降機検査資格者等の所見を記述してください。
 2 建築設備士の意見を聴いたときはその旨を記載してください。
 連絡先 () 」

を

- 「 1 報告書は、工事完了後、昇降機工事監理者が作成してください。
- 2 総合所見欄は昇降機工事監理者又は昇降機等検査員の所見を記述してください。
- 3 建築設備士の意見を聞いたときはその旨を記載してください。
- 連絡先 ()
- 4 一般社団法人日本エレベーター協会が定める工事完了検査試験成績表を添付してください。 」

に改める。

別記第 1 4 号の 8 様式を次のように改める。

別記第14号の8様式(第15条関係)

遊戯施設工事監理状況報告書

下記のとおり遊戯施設工事監理状況を報告します。
この報告及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

建築主事 殿
代表となる工事監理者 住 所 電 話 ()
会社名 ()級建築士事務所()登録第()号
氏 名 ()級 建 築 士()登録第()号

工事施工者 住 所 電 話 ()
会社名 建設業の許可 大臣・知事 第()号
氏 名 ()級 建 築 士()登録第()号

遊戯施設を検査した場合の
昇降機等検査員 氏 名 登録番号 第 号

築造主 住 所 電 話 ()
氏 名
(法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
記

工事現場	施設名称					
	築造場所	区 市				
確認・計画通知、年月日及び番号		年 月 日 第 号				
遊 戯 施 設 概 要	ウォーター スライド以 外の遊戯施 設	固 有 名 称				
		一 般 名 称	平成12年建設省告示1419号別表第 ()			
		大臣認定等	有(認定番号)・その他()・無			
		構 造	鉄骨	鉄筋	鉄骨鉄筋	木造 其他
		定 員	名×	台	編成	計 名
		最高高さ	m	回転半径	m	走路全長 m
		上昇・走行・回転・円周速度		下降速度		
		こう配・傾斜角度		度		
	電動機容量		V×	kw×	台	
	ウォーター スライド	滑走路数 本				
		滑走路1	滑走路高低差	m	滑走路全長 m 平均勾配 度	
		滑走路2	滑走路高低差	m	滑走路全長 m 平均勾配 度	
滑走路3		滑走路高低差	m	滑走路全長 m 平均勾配 度		
電動機容量		V×	kw×	台		
当初確認済証交付後の計画変更(有・無)	建築基準法第6条第1項若しくは第18条第3項の計画変更又は同法第12条第5項の報告 年 月 日 第 号 (変更内容)					
総合所見						

(注意) 1 報告書は、工事完了後、代表となる工事監理者等が作成してください。
2 工事施工者は、建築確認申請書に記載されている方を記入してください。
3 総合所見欄は、工事監理者等の監理目標及びその結果に対する所見を記入してください。

別記第14号の9様式から別記第14号の11を
様式までの規定中「**印**」を削る。
別記第15号様式中「受付」を削り、
「江東区長 殿」を
「江東区長 殿」
に改め、「印」及び「(注意)申請者の氏名(法人の場合にあつては、代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略できま

す。」を削る。

別記第 1 6 号様式を次のように改める。

別記第 17 号様式中「受付」を削り、
「 江東区長 あて 」
を
「 江東区長 殿 」
に改め、「印」及び「(注意)申請者の氏名(法人の場合にあつては、代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略できます。」を削る。
別記第 18 号様式を次のように改める。

別記第 20 号の 3 様式中「**印**」及び「3 届出者の氏名 (法人にあっては、代表者の氏名) の記載を自署で行う場合においては、押印を省略できます。」を削る。

別記第 21 号様式中

「江東区長 あて」

を

「江東区長 殿」

に、

「氏名 印」

を

「氏名」

に改め、「6 申請者の氏名 (法人の場合にあっては、代表者の氏名) の記載を自署で行う場合においては、押印を省略できます。」を削る。

別記第 22 号様式中

「江東区長 あて」

を

「江東区長 殿」

に、

「氏名 印」

を

「氏名」

に、「下さい」を「ください」に改め、「7 申請者の氏名 (法人の場合にあっては、代表者の氏名) の記載を自署で行う場合においては、押印を省略できます。」を削る。

別記第 25 号様式から別記第 27 号様式までの規定中

「江東区長 あて」

を

「江東区長 殿」

に、

「氏名 印」

を

「氏名」

に改め、「4 届出者の氏名 (法人の場合にあっては、代表者の氏名) の記載を自署で行う場合においては、押印を省略できます。」を削る。

別記第 28 号様式中

「江東区長 あて」

を

「江東区長 殿」

に、「処分」を「処分等」に、「交付票」を「交付要」に改める。

別記第 29 号様式中「交付票」を「交付要」に改める。

別記第 30 号様式中

「江東区長 あて」
を

「江東区長 殿」
に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区建築基準法施行細則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和 3 年 7 月 6 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第 50 号

江東区高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

江東区高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則 (平成 12 年 3 月江東区規則第 16 号) の一部を次のように改正する。

第 1 条中「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令」に、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行規則」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則」に改める。

別記第 1 号様式中

「江東区長 あて」

を

「江東区長 殿」

に、

「氏名 印」

を

「氏名」

に改める。

別記第 1 号の 2 様式中

「江東区長 あて」

を

「江東区長 殿」

に、

「氏名 印」

を
「 氏名 」
に、
「 1 ※印のある欄は、記入しないで
ください。
2 建築主等の氏名(法人にあっ
ては、代表者の氏名)の記載を
自署で行う場合は、押印を省略
できます。 」
を
「 ※印のある欄は、記入しないで
ください。 」
に改める。
別記第3号様式中
「 江東区長 あて 」
を
「 江東区長 殿 」
に、
「 氏名 印 」
を
「 氏名 」
に改め、「3 氏名(法人にあつては、代表者の
氏名)の記載を自署で行う場合は、押印を省略で
きます。」を削る。
別記第5号様式中
「 江東区長 あて 」
を
「 江東区長 殿 」
に、
「 氏名 印 」
を
「 氏名 」
に改め、「4 新旧の建築主等の氏名(法人にあ
つては、代表者の氏名)の記載を自署で行う場合
は、押印を省略できます。」を削る。
別記第6号様式
「 江東区長 あて 」
を
「 江東区長 殿 」
に、
「 氏名 印 」
を
「 氏名 」
に、
「 1 ※印のある欄は、記入しない
でください。
2 建築主等の氏名(法人にあつ
ては、代表者の氏名)の記載を 」

自署で行う場合は、押印を省略
できます。
を
「 ※印のある欄は、記入しないで
ください。 」
に改める。
別記第7号様式中
「 江東区長 あて 」
を
「 江東区長 殿 」
に、
「 氏名 印 」
を
「 氏名 」
に、
「 1 ※印のある欄は、記入しない
でください。
2 建築主等の氏名(法人にあつ
ては、代表者の氏名)の記載を
自署で行う場合は、押印を省略
できます。 」
を
「 ※印のある欄は、記入しないで
ください。 」
に改める。
別記第9号様式中
「 江東区長 あて 」
を
「 江東区長 殿 」
に、
「 氏名 印 」
を
「 氏名 」
に改め、「3 建築主等の氏名(法人にあつては、
代表者の氏名)の記載を自署で行う場合は、押印
を省略できます。」を削る。
別記第10号様式を次のように改める。

別記第 1 0 号様式 (第 9 条関係)

特例認定申請書

年 月 日

江東区長 殿

申請者 住所
氏名
(法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
電話番号

江東区高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則第 9 条第 1 項の規定に基づき既存の建築物に設けるエレベーターについての建築基準法の特例の認定を申請します。

1 建築主等の住所及び氏名	電話番号 ()		
2 代理者の住所及び氏名	電話番号 ()		
3 敷地の地名地番	江東区	丁目	番地
4 防火地域とその他の地域又は地区	防火地域	準防火地域	その他
5 特定建築物の概要	用 途		敷地面積 m ²
	延べ面積	m ²	階数
		()m ²	構造
6 耐火構造のみなし適用 (建築基準法第 2 7 条第 2 項)	有 ・ 無		
7 設置するエレベーターの概要	種別		最大定員
	用途		定格速度
	積載加重		
8 備 考			
※ 受 付 欄			※ 認定番号欄
			年 月 日
			第 号

注 1 ※印のある欄は記入しないでください。
 2 4 欄には、当該地域又は地区における建ぺい率及び容積率も記入してください。
 また、建築物の敷地が二以上の区域、地域又は地区にわたる場合には、敷地面積に対する割合を記入してください。
 3 5 欄の () 内には自動車車庫 (専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。) の用途に供する部分の床面積を記入してください。
 4 6 欄は、特定行政庁の認定による耐火構造のみなし適用の有無について、○をしてください。
 5 記載欄に記入できないときは、別紙に記入してください。

別記第 1 2 号様式中
 「江東区長 あて」
 を
 「江東区長 殿」

に、
 「氏名 印」
 を
 「氏名」

に、
 「 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 2 建築主等の氏名（法人にあつては、代表者の氏名）の記載を自署で行う場合は、押印を省略できます。」

を
 「 ※印のある欄は、記入しないでください。」
 に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。（経過措置）
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区住宅用家屋証明事務施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年7月6日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第51号

江東区住宅用家屋証明事務施行細則の一部を改正する規則

江東区住宅用家屋証明事務施行細則（昭和59年7月江東区規則第44号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中

「 氏名 _____ 印 」

を
 「 氏名 _____ 」

に改める。

別記第2号様式から別記第4号様式までの規定中「印」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。（経過措置）
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区住宅用家屋証明事務施行細則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区建築物の耐震改修の促進に関する法律施

行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年7月6日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第52号

江東区建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

江東区建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成9年3月江東区規則第34号）の一部を次のように改正する。

第1号様式中

「 氏名 _____ 印 」

を
 「 氏名 _____ 」

に改め、同様式を別記第1号様式とする。

第2号様式中

「 氏名 _____ 印 」

を
 「 氏名 _____ 」

に改め、同様式を別記第2号様式とする。

第3号様式中

「 江東区長 _____ あて 」

を
 「 江東区長 _____ 殿 」

に、
 「 氏名 _____ 印 」

を
 「 氏名 _____ 」

に、

3 計画 認定建 築物の 概要	用途		階数	
	延べ 面積	m ²	建築 面積	m ²
	構造			

を

3 計画 認定建 築物の 概要	用途		階数	
	延べ 面積	平方 メー トル	建築 面積	平方 メー トル
	構造			

に改め、同様式を別記第3号様式とする。

第4号様式を別記第4号様式とする。

第5号様式中

「 江東区長 _____ あて 」

を
 「 江東区長 _____ 殿 」

に、
 「 氏名 _____ 印 」

を
 「 氏名 _____ 」

に改め、同様式を別記第5号様式とする。

第 6 号様式中

「 江東区長 あて 」

を
「 江東区長 殿 」

に、
「 氏名 印 」

を
「 氏名 」

に、

4 計画 認定建 築物の 概要	用途		階数	
	延べ 面積	m ²	建築 面積	m ²
	構造			

を

4 計画 認定建 築物の 概要	用途		階数	
	延べ 面積	平方 メー トル	建築 面積	平方 メー トル
	構造			

に改め、同様式を別記第 6 号様式とする。

第 7 号様式中

「 氏名 印 」

を
「 氏名 」

に改め、同様式を別記第 7 号様式とする。

第 8 号様式中

「 江東区長 あて 」

を
「 江東区長 殿 」

に、
「 氏名 印 」

を
「 氏名 」

に改め、同様式を別記第 8 号様式とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区租税特別措置法に基づく優良住宅認定事務施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和 3 年 7 月 6 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第 5 3 号

江東区租税特別措置法に基づく優良住宅認定事務施行細則の一部を改正する規則

江東区租税特別措置法に基づく優良住宅認定事務施行細則 (昭和 4 9 年 4 月江東区規則第 2 5 号) の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式中

「 江東区長 あて 」

を
「 江東区長 殿 」

に改め、「印」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区租税特別措置法に基づく優良住宅認定事務施行細則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和 3 年 7 月 6 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第 5 4 号

江東区都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

江東区都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則 (平成 2 4 年 1 2 月江東区規則第 6 8 号) の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「当該申請に係る」を「当該申請が」に、「の適合の有無について、エネルギーの使用の合理化等に関する法律 (昭和 5 4 年法律第 4 9 号) 第 7 6 条第 1 項に規定する登録建築物調査機関 (以下単に「登録建築物調査機関」を「に適合するかどうかについて、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 (平成 2 7 年法律第 5 3 号) 第 1 5 条第 1 項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関 (以下単に「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に、「これらを「適合性確認機関」という」を「「適合性確認機関」と総称する」に、「登録建築物調査機関」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に改め、同条第 2 項中「別表第 6」を「別表第 7」に改める。

第 1 3 条の次に次の 1 条を加える。

(軽微な変更に関する証明)

第 1 4 条 施行規則第 4 6 条の 2 の規定により、

低炭素建築物新築等計画の変更が施行規則第44条の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を受けようとする者は、軽微変更該当証明申請書（別記第12号様式）の正本及び副本に、それぞれ施行規則第41条第1項に規定する図書のうち変更に係るものその他区長が必要と認める図書（次項において「添付図書」という。）を添えて、区長に申請しなければならない。

- 2 区長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る計画の変更が施行規則第44条の軽微な変更該当すると認めるときは、軽微変更該当証明書（別記第13号様式）に、前項の軽微変更該当証明申請書の副本及び添付図書を添えて、申請者に交付するものとする。

別記第1号様式及び別記第2号様式を次のように改める。

別記第 1 号様式 (第 5 条関係)

認 定 申 請

手数料額計算書

(都市の低炭素化の促進に関する法律第 5 3 条第 1 項の規定による申請)

- 1 申請の対象とする範囲
 - 建築物全体
 - (申請の該当する□にレを記入) 住戸
 - 建築物全体及び住戸

2 手数料額の計算

申請の種類 (申請の該当する□にレを記入)			適合証がある場合	適合証がない場合
□一戸建て住宅の申請の場合			別表第7 1の(1)のア 円(a)	別表第7 1の(2)のア 円(A)
□共同住宅等の住戸 ごとの申請の場合	申請する戸数	戸	別表第7 1の(1)のイの(ア) 円(b)	別表第7 1の(2)のイの(ア) 円(B)
□共同住宅等の一の 建築物の申請の場 合	建築物の住戸の部 分の総戸数	戸	別表第7 1の(1)のイの(イ)のi 円(c)	別表第7 1の(2)のイの(イ)のi 円(C)
	共用廊下等の部分 の床面積の合計	m ²	別表第7 1の(1)のイの(イ)のii 円(d)	別表第7 1の(2)のイの(イ)のii 円(D)
	非住宅部分の床面 積の合計	m ²	別表第7 1の(1)のイの(イ)のiii 円(e)	別表第7 1の(2)のイの(イ)のiii 円(E)
	計		(c) + (d) + (e) 円	(C) + (D) + (E) 円
□一戸建て住宅及び 共同住宅等以外の 建築物の申請の場 合	建築物の延べ面積	m ²	別表第7 1の(1)のウ 円(f)	別表第7 1の(2)のウ 円(F)

合計 _____ 円

(注意)

- 1 別表とは、江東区事務手数料条例別表を指す。
- 2 申請に併せて、都市の低炭素化の促進に関する法律第 5 4 条第 2 項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に江東区事務手数料条例に定める額を加える。
- 3 適合証とは、申請に係る適合性確認機関が作成した低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第 5 4 条第 1 項各号に掲げる基準に適合することを示す書類をいう。

別記第2号様式（第5条関係）

変更認定申請

手数料額計算書

（都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定による申請）

- 1 申請の対象とする範囲 建築物全体
 （申請の該当する□にレを記入） 住戸
 建築物全体及び住戸

2 手数料額の計算

申請の種類（申請の該当する□にレを記入）		適合証がある場合	適合証がない場合
<input type="checkbox"/> 一戸建て住宅の申請の場合		別表第7 2の(1)のア 円(a')	別表第7 2の(2)のア 円(A')
<input type="checkbox"/> 共同住宅等の住戸ごとの申請の場合	申請する戸数 戸	別表第7 2の(1)のイの(ア) 円(b')	別表第7 2の(2)のイの(ア) 円(B')
<input type="checkbox"/> 共同住宅等の一の建築物の申請の場合	建築物の住戸の部分の総戸数 戸	別表第7 2の(1)のイの(イ)のi 円(c')	別表第7 2の(2)のイの(イ)のi 円(C')
	共用廊下等の部分の床面積の合計 m ²	別表第7 2の(1)のイの(イ)のii 円(d')	別表第7 2の(2)のイの(イ)のii 円(D')
	非住宅部分の床面積の合計 m ²	別表第7 2の(1)のイの(イ)のiii 円(e')	別表第7 2の(2)のイの(イ)のiii 円(E')
	計	(c') + (d') + (e') 円	(C') + (D') + (E') 円
<input type="checkbox"/> 一戸建て住宅及び共同住宅等以外の建築物の申請の場合	建築物の延べ面積 m ²	別表第7 2の(1)のウ 円(f')	別表第7 2の(2)のウ 円(F')

合計 _____ 円

（注意）

- 1 別表とは、江東区事務手数料条例別表を指す。
- 2 申請に併せて、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に江東区事務手数料条例に定める額を加える。
- 3 適合証とは、申請に係る適合性確認機関が作成した低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを示す書類をいう。

別記第4号様式中
 「申請者の氏名又は名称 印」
 を
 「申請者の氏名又は名称」
 に、
 「1 申請者が法人である場合は、
 代表者の氏名を併せて記載して
 ください。」

2 申請者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができません。
 を
 「申請者が法人である場合は、代表者の氏名を併せて記載してくだ

さい。
に改める。」

別記第 7 号様式中

「 認定建築主の氏名又は名称 印 」
を

「 認定建築主の氏名又は名称 」
に、

「 1 認定建築主が法人である場合は、代表者の氏名を併せて記載してください。」

2 認定建築主の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。」

を

「 認定建築主が法人である場合は、代表者の氏名を併せて記載してください。」

に改める。」

別記第 8 号様式中

「 認定建築主の氏名又は名称 印 」
を

「 認定建築主の氏名又は名称 」
に、

「 1 認定建築主が法人である場合は、代表者の氏名を併せて記載してください。」

2 認定建築主の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。」

を

「 認定建築主が法人である場合は、代表者の氏名を併せて記載してください。」

に改める。」

別記第 9 号様式中

「 認定建築主の氏名又は名称 印 」
を

「 認定建築主の氏名又は名称 」
に、

「 1 認定建築主が法人である場合は、代表者の氏名を併せて記載してください。」

2 認定建築主の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の

記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。」

を

「 認定建築主が法人である場合は、代表者の氏名を併せて記載してください。」

に改める。」

別記第 10 号様式中

「 認定建築主の氏名又は名称 印 」
を

「 認定建築主の氏名又は名称 」
に、

「 1 認定建築主が法人である場合は、代表者の氏名を併せて記載してください。」

2 認定建築主の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。」

を

「 認定建築主が法人である場合は、代表者の氏名を併せて記載してください。」

に改める。」

別記第 11 号様式の次に次の 2 様式を加える。

別記第12号様式(第14条関係)

軽微変更該当証明申請書

年 月 日

江東区長 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称

都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第46条の2の規定により、下記の低炭素建築物新築等計画の変更が同規則第44条の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

- 1 変更する低炭素建築物新築等計画の認定番号
第 号
- 2 変更する低炭素建築物新築等計画の認定年月日
年 月 日
- 3 変更する低炭素建築物新築等計画の認定通知書交付者

(本欄には記入しないでください。)

摘要	受付欄
----	-----

(注意)

- 1 添付書類として、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第41条第1項に規定する図書のうち変更に係るもの及び同規則別記様式第5の第2面から第6面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。
- 2 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

別記第 1 3 号様式 (第 1 4 条関係)

第 号
年 月 日

軽微変更該当証明書

様

江東区長

印

下記による申請書に記載の低炭素建築物新築等計画の変更は、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第 4 4 条の軽微な変更該当していることを証明します。

記

- 1 申請年月日
年 月 日
- 2 証明に係る建築物の位置
- 3 証明に係る建築物又はその部分の概要

(注意) この証明書は、大切に保存してください。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和 3 年 7 月 6 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第 5 5 号

江東区建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則

江東区建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則 (平成 2 8 年 6 月江東区規則第 6 6 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条中「第 3 0 条第 1 項」を「第 3 4 条第 1 項」に、「第 3 1 条第 1 項」を「第 3 6 条第 1 項」に、「第 3 6 条第 1 項」を「第 4 1 条第 1 項」に改める。

第4条中「第30条第1項」を「第35条第1項」に、「第36条第1項」を「第41条第1項」に改める。

第5条第2項第1号中「第30条第1項各号」を「第35条第1項各号」に改める。

第7条第1項中「第30条第2項」を「第35条第2項」に、「第31条第2項」を「第36条第2項」に改め、同条第2項中「第30条第2項」を「第35条第2項」に改める。

第8条中「第30条第3項」を「第35条第3項」に、「第31条第2項」を「第36条第2項」に改める。

第10条中「第30条第1項各号」を「第35条第1項各号」に、「第31条第2項」を「第36条第2項」に改める。

第11条中「第32条」を「第37条」に、「第30条第1項」を「第35条第1項」に、「第31条第1項」を「第36条第1項」に改める。

第14条第2項中「第36条第2項」を「第41条第2項」に、「第38条」を「第43条」に改める。

第15条中「第34条」を「第39条」に改める。

第16条中「第37条」を「第42条」に、「第36条第2項」を「第41条第2項」に改める。

別記第1号様式中

「 2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の他の建築物における建築物エネルギー消費性能向上計画の手数料について、計画の評価の方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画と同様の評価の方法により行う場合の手数料の額は、工場等のみの場合と同額とする。」

を

「 2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の他の建築物における建築物エネルギー消費性能向上計画の手数料について、計画の評価の方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画と同

様の評価の方法により行う場合の手数料の額は、工場等のみの場合と同額とする。

3 国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により評価する場合の手数料の額は、標準入力法等による評価方法とみなして計算した額とする。」

に改める。

別記第1号の2様式中

「 2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の他の建築物における建築物エネルギー消費性能向上計画の手数料について、計画の評価の方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画と同様の評価の方法により行う場合の手数料の額は、工場等のみの場合と同額とする。」

を

「 2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の他の建築物における建築物エネルギー消費性能向上計画の手数料について、計画の評価の方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画と同様の評価の方法により行う場合の手数料の額は、工場等のみの場合と同額とする。」

3 国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により評価する場合の手数料の額は、標準入力法等による評価方法とみなして計算した額とする。」

に改める。

別記第1号の3様式中「第30条第1項」を「第34条第1項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に、

「 3 「適合証等」とは、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第3

0 条第 1 項各号に掲げる基準に適合することを示す登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が作成した書類をいう。」

を

「 3 「適合証等」とは、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 35 条第 1 項各号に掲げる基準に適合することを示す登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が作成した書類をいう。

4 国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により評価する場合の手数料の額は、標準入力法等による評価方法とみなして計算した額とする。」

に改める。

別記第 1 号の 4 様式を次のように改める。

別記第1号の4様式(第5条関係)

手数料額計算書(複数建築物の計画認定申請)
 (建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定による申請)

- 1 申請の対象とする範囲 建築物全体(複数建築物の認定)
- 2 計画書の評価方法 非住宅部分:
 (該当する□にレを記入) □ モデル建物法 □ 標準入力法等
- 3 手数料額の計算

		適合証等がある場合	適合証等がない場合
申請建築物 (住宅部分 の共用部分 の床面積を 除く場合は □にレを記 入)	住宅部分の床 面積の合計 □共用部分を 除く	別表第8 3の(1)の イの(イ)の i m ² 円(a)	別表第8 3の(2)の イの(イ)の i 円(A)
	非住宅部分の 床面積の合計	別表第8 3の(1)の イの(イ)の ii m ² 円(b)	別表第8 3の(2)の イの(イ)の ii 円(B)
	合計	(a) + (b) m ² 円	(A) + (B) 円
他の建築物	合計	(c) m ² 円	(C) 円

合計 _____ 円

(注意)

- 「別表」とは、江東区事務手数料条例別表を指す。
- 申請に併せて、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に江東区事務手数料条例に定める額を加える。
- 「適合証等」とは、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合することを示す登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が作成した書類をいう。
- 国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により評価する場合の手数料の額は、標準入力法等による評価方法とみなして計算した額とする。
- 金額(c)及び(C)には、別紙の他の建築物の手数料合計額を記入する。
- 本様式に別紙を添付すること。

別紙

手数料額計算書 (他の建築物)

手数料額の計算 (該当する部分の□にレを記入)

		適合証等がある場合	適合証等がない場合
他の建築物____ (住宅部分の共用部分の床面積を除く場合は□にレを記入)	住宅部分の床面積の合計 □共用部分を除く	別表第 8 3 の (1) のイの (イ) の i 円 (a)	別表第 8 3 の (2) のイの (イ) の i 円 (A)
	非住宅部分の床面積の合計	別表第 8 3 の (1) のイの (イ) の ii 円 (b)	別表第 8 3 の (2) のイの (イ) の ii 円 (B)
	小計	(a) + (b) 円	(A) + (B) 円
他の建築物____ (住宅部分の共用部分の床面積を除く場合は□にレを記入)	住宅部分の床面積の合計 □共用部分を除く	別表第 8 3 の (1) のイの (イ) の i 円 (a)	別表第 8 3 の (2) のイの (イ) の i 円 (A)
	非住宅部分の床面積の合計	別表第 8 3 の (1) のイの (イ) の ii 円 (b)	別表第 8 3 の (2) のイの (イ) の ii 円 (B)
	小計	(a) + (b) 円	(A) + (B) 円
他の建築物____ (住宅部分の共用部分の床面積を除く場合は□にレを記入)	住宅部分の床面積の合計 □共用部分を除く	別表第 8 3 の (1) のイの (イ) の i 円 (a)	別表第 8 3 の (2) のイの (イ) の i 円 (A)
	非住宅部分の床面積の合計	別表第 8 3 の (1) のイの (イ) の ii 円 (b)	別表第 8 3 の (2) のイの (イ) の ii 円 (B)
	小計	(a) + (b) 円	(A) + (B) 円
他の建築物	合計	円 (c)	円 (C)

(注意)

- 1 「別表」とは、江東区事務手数料条例別表を指す。
- 2 申請に併せて、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 3 5 条第 2 項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に江東区事務手数料条例に定める額を加える。
- 3 「適合証等」とは、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 3 5 条第 1 項各号に掲げる基準に適合することを示す登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が作成した書類をいう。
- 4 国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により評価する場合の手数料の額は、標準入力法等による評価方法とみなして計算した額とする。

別記第 2 号様式中「第 3 1 条第 1 項」を「第 3 6 条第 1 項」に、「第 3 1 条第 2 項」を「第 3 6 条第 2 項」に、「第 3 0 条第 2 項」を「第 3 5 条第 2 項」に、

「 3 「適合証等」とは、申請に係

る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 3 0 条第 1 項各号に掲げる基準に適合することを示す登録建築物

- エネルギー消費性能判定機関等
が作成した書類をいう。 」
- を
- 「 3 「適合証等」とは、申請に係
る建築物エネルギー消費性能向
上計画が建築物のエネルギー消
費性能の向上に関する法律第3
5条第1項各号に掲げる基準に
適合することを示す登録建築物
エネルギー消費性能判定機関等
が作成した書類をいう。
- 4 国土交通大臣がエネルギー消
費性能を適切に評価できる方法
と認める方法により評価する場
合の手数料の額は、標準入力法
等による評価方法とみなして計
算した額とする。 」
- に改める。
- 別記第2号の2様式を次のように改める。

別記第 2 号の 2 様式 (第 5 条関係)

手数料額計算書 (複数建築物の計画変更認定申請)
(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 3 6 条第 1 項の規定による申請)

- 1 申請の対象とする範囲 建築物全体 (複数建築物の認定)

- 2 計画書の評価方法 非住宅部分 :
(該当する□にレを記入) □ モデル建物法 □ 標準入力法等

3 手数料額の計算

			適合証等がある場合	適合証等がない場合
申請建築物 (住宅部分 の共用部分 の床面積を 除く場合は □にレを記 入)	住宅部分 の床面積の合 計 □共用部分 を除く	m ²	別表第 8 4 の (1) の イの (イ) の i 円 (a')	別表第 8 4 の (2) のイ の (イ) の i 円 (A')
	非住宅部分 の床面積の 合計	m ²	別表第 8 4 の (1) の イの (イ) の ii 円 (b')	別表第 8 4 の (2) のイ の (イ) の ii 円 (B')
	合計	m ²	(a') + (b') 円	(A') + (B') 円
他の建築物	合計	m ²	(c') 円	(C') 円

合計 _____ 円

(注意)

- 1 「別表」とは、江東区事務手数料条例別表を指す。
- 2 申請に併せて、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 3 6 条第 2 項の規定において準用する第 3 5 条第 2 項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に江東区事務手数料条例に定める額を加える。
- 3 「適合証等」とは、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 3 5 条第 1 項各号に掲げる基準に適合することを示す登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が作成した書類をいう。
- 4 国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により評価する場合の手数料の額は、標準入力法等による評価方法とみなして計算した額とする。
- 5 金額 (c') 及び (C') には、別紙の他の建築物の手数料合計額を記入する。
- 6 本様式に別紙を添付すること。

別紙

手数料額計算書（他の建築物）

手数料額の計算（該当する部分の□にレを記入）

		適合証等がある場合	適合証等がない場合
他の建築物____ （住宅部分の共用部分の床面積を除く場合は□にレを記入）	住宅部分の床面積の合計 □共用部分を除く	m ² 別表第8 4の(1)のイの(イ)のi 円(a')	別表第8 4の(2)のイの(イ)のi 円(A')
	非住宅部分の床面積の合計	m ² 別表第8 4の(1)のイの(イ)のii 円(b')	別表第8 4の(2)のイの(イ)のii 円(B')
	小計	m ² (a') + (b') 円	(A') + (B') 円
他の建築物____ （住宅部分の共用部分の床面積を除く場合は□にレを記入）	住宅部分の床面積の合計 □共用部分を除く	m ² 別表第8 4の(1)のイの(イ)のi 円(a')	別表第8 4の(2)のイの(イ)のi 円(A')
	非住宅部分の床面積の合計	m ² 別表第8 4の(1)のイの(イ)のii 円(b')	別表第8 4の(2)のイの(イ)のii 円(B')
	小計	m ² (a') + (b') 円	(A') + (B') 円
他の建築物____ （住宅部分の共用部分の床面積を除く場合は□にレを記入）	住宅部分の床面積の合計 □共用部分を除く	m ² 別表第8 4の(1)のイの(イ)のi 円(a')	別表第8 4の(2)のイの(イ)のi 円(A')
	非住宅部分の床面積の合計	m ² 別表第8 4の(1)のイの(イ)のii 円(b')	別表第8 4の(2)のイの(イ)のii 円(B')
	小計	m ² (a') + (b') 円	(A') + (B') 円
他の建築物	合計	円(c')	円(C')

(注意)

- 「別表」とは、江東区事務手数料条例別表を指す。
- 申請に併せて、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項の規定において準用する第35条第2項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に江東区事務手数料条例に定める額を加える。
- 「適合証等」とは、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合することを示す登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が作成した書類をいう。
- 国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により評価する場合の手数料の額は、標準入力法等による評価方法とみなして計算した額とする。
- 認定を受けた計画に新たに他の建築物が追加される場合、手数料の額は別表8 3に規定する額と同額とする。

別記第3号様式中「第36条第1項」を「第41条第1項」に、
「 3 住宅部分の床面積の合計の項

について、共同住宅の評価方法に係る仕様基準を選択する場合は、□共用部分を除くの□にレ

を記入し、共用部分を除いた床面積を記入する。

- 4 共同住宅の評価方法に係る仕様基準に該当するもの以外を選択する場合は、住宅部分の共用部分を除くことができる。この場合における住宅部分の床面積の合計の項については、□共用部分を除くのにレを記入し、共用部分を除いた床面積を記入する。

を

- 「 3 国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により評価する場合の手数料の額は、標準入力法等による評価方法とみなして計算した額とする。

- 4 住宅部分の床面積の合計の項について、共同住宅の評価方法に係る仕様基準を選択する場合は、□共用部分を除くのにレを記入し、共用部分を除いた床面積を記入する。

- 5 共同住宅の評価方法に係る仕様基準に該当するもの以外を選択する場合は、住宅部分の共用部分を除くことができる。この場合における住宅部分の床面積の合計の項については、□共用部分を除くのにレを記入し、共用部分を除いた床面積を記入する。

に改める。

別記第4号様式中「第30条第2項」を「第35条第2項」に、「第31条第2項」を「第36条第2項」に、「第30条第3項」を「第35条第3項」に改める。

別記第5号様式中「**印**」を削り、

- 「 1 申請者が法人である場合は、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 申請者の氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

を

「 申請者が法人である場合は、代

表者の氏名を併せて記載してください。」

に、「担当印」を「担当者名」に改める。

別記第7号様式中「第30条第1項」を「第35条第1項」に、「第31条第2項」を「第36条第2項」に改める。

別記第8号様式中「**印**」を削り、「第32条」を「第37条」に、

「 1 認定建築主が法人である場合は、代表者の氏名を併せて記載してください。

2 認定建築主の氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。」

を

「 認定建築主が法人である場合は、代表者の氏名を併せて記載してください。」

に、「担当印」を「担当者名」に改める。

別記第9号様式中「**印**」を削り、

「 1 認定建築主が法人である場合は、代表者の氏名を併せて記載してください。

2 認定建築主の氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。」

を

「 認定建築主が法人である場合は、代表者の氏名を併せて記載してください。」

に、「担当印」を「担当者名」に改める。

別記第10号様式中「**印**」を削り、

「 1 認定建築主が法人である場合は、代表者の氏名を併せて記載してください。

2 認定建築主の氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。」

を

「 認定建築主が法人である場合は、代表者の氏名を併せて記載してください。」

に、「担当印」を「担当者名」に改める。

別記第11号様式中「印」を削り、

「 1 認定建築主が法人である場合は、代表者の氏名を併せて記載してください。
2 認定建築主の氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。 」

を
「 認定建築主が法人である場合は、代表者の氏名を併せて記載してください。 」
に、「担当印」を「担当者名」に改める。

別記第11号の2様式中「印」を削り、

「 1 認定建築主が法人である場合は、代表者の氏名を併せて記載してください。
2 認定建築主の氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。 」

を
「 認定建築主が法人である場合は、代表者の氏名を併せて記載してください。 」
に改める。

別記第12号様式中「印」を削り、

「 1 認定を受けた者が法人である場合は、代表者の氏名を併せて記載してください。
2 認定を受けた者の氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。 」

を
「 認定を受けた者が法人である場合は、代表者の氏名を併せて記載してください。 」
に、「担当印」を「担当者名」に改める。

別記第13号様式中「第34条」を「第39条」に改める。

別記第14号様式中「第37条」を「第42条」に改める。

別記第16号様式中「印」及び「3 申請者の氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)の

記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。」を削り、「担当印」を「担当者名」に改める。

別記第18号様式中「印」及び「3 申請者の氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。」を削り、「担当印」を「担当者名」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年7月6日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第56号

江東区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則の一部を改正する規則

江東区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則(平成10年12月江東区規則第58号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中

「 江東区長 　あて 　 」

を
「 江東区長 　殿 　 」

に、
「 氏名 　　　　　 印 　 」

を
「 氏名 　　　　　 　 」

に改める。

別記第3号様式中

「 江東区長 　あて 　 」

を
「 江東区長 　殿 　 」

に、
「 氏名 　　　　　 印 　 」

を
「 氏名 　　　　　 　 」

に、

「 建 築 主 等 」	変 更 前	住 所	
		氏 名	印 電 話 ()
	変 更 後	住 所	
		氏 名	印 電 話 ()

を

「 建 築 主 等 」	変 更 前	住 所	
		氏 名	電 話 ()
	変 更 後	住 所	
		氏 名	電 話 ()

に改める。

別記第 4 号様式中

「 江東区長 あて 」
 を
 「 江東区長 殿 」
 に、
 「 氏名 _____ 印 」
 を
 「 氏名 _____ 」

に改める。

別記第 5 号様式中

「 江東区長 あて 」
 を
 「 江東区長 殿 」
 に、
 「 氏名 _____ 印 」
 を
 「 氏名 _____ 」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第 5 7 号

江東区区民館条例施行規則の一部を改正する規則

江東区区民館条例施行規則（昭和 3 6 年 3 月江東区規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式から別記第 3 号様式までを次のように改める。

江東区区民館条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 3 年 7 月 6 日

別記第1号様式(第1条関係)・別記第2号様式(第2条関係)

江東区 区民館使用申請書

係員	館長	公印
----	----	----

江東区長 殿

申 請	年 月 日
受 付	第 号

下記のとおり
申請します。

窓 口 に 来 た 人	住 所	区	丁目	番	号
	団体又は 法人名	電話番号(日中の連絡先)			
	氏 名				

使用年月日	施設名	使用時間			使用予定人員	特別の設備	入場料の有無	
		午前 (9時~12時)	午後 (1時~5時)	夜間 (6時~9時30分)				
年 月 日 (曜日)	ホール					する・しない	有・無	
	洋 室	1				する・しない	有・無	
		2				する・しない	有・無	
		3				する・しない	有・無	
	和 室	1				する・しない	有・無	
		2				する・しない	有・無	
使用目的	案内板表示							
会場使用時における責任者	電話番号 (日中の連絡先)							
使用料減免申請書				使 用 料				
上記のとおり使用しますので、使用料の減額・免除を申請します。 江東区長 殿 団体名 _____ 代表者名 _____				ホール	円	減・免額	円	
				洋 室	1		減・免額	
					2		減・免額	
					3		減・免額	
				和 室	1		減・免額	
					2		減・免額	
				計	円	払込額	円	
(備考)				(減免根拠)区民館条例第7条				

- 団体区分 1.区・官公署 2.町会及び各種登録団体 3.団体(登録外) 4.会社・個人
 目的区分 1.会議・打合せ 2.懇談会 3.講演会・説明会 4.講習・研究・同好会 5.催物 6.その他

別記第 3 号様式 (第 3 条関係)

江東区 区民館使用承認書
(兼使用料領収書)

承認	年 月 日
	第 号

窓口に来た人	住 所	区 丁目 番 号
	団体又は法人名	電話番号 (日中の連絡先)
	氏 名	

使用年月日	施設名	使用時間			使用予定人員	特別の設備	入場料の有無
		午前 (9時~12時)	午後 (1時~5時)	夜間 (6時~9時30分)			
年 月 日 (曜日)	ホール					する・しない	有・無
	洋室	1				する・しない	有・無
		2				する・しない	有・無
		3				する・しない	有・無
	和室	1				する・しない	有・無
		2				する・しない	有・無
使用目的	案内板表示						
会場使用時における責任者	電話番号 (日中の連絡先)						

下記の条件を付して承認します。

江東区長

記

- 既に納めた使用料は、原則としてお返し致しません。ただし、やむを得ない事由がある場合には、係員に申し出てください。
- 使用当日は、この承認書を係員に提示し、その指示を受けてください。
- 火気の取扱いについては、特に注意してください。
- 使用時間は必ず守り、会場の準備、後片付けは、使用時間内に行ってください。

領 収 書

下記の金額を領収しました。

江東区金銭出納員
主 事

使 用 料

計	円	払 込 額	円
---	---	-------	---

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区区民館条例施行規則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加

え、なお使用することができる。

江東区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 3 年 7 月 6 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第 5 8 号

江東区特別区税条例施行規則の一部を改正
する規則

江東区特別区税条例施行規則（昭和40年3月
江東区規則第14号）の一部を次のように改正す
る。

第5条第1項の表(2)の項中「区民税簡易申告
書」を「特別区民税・都民税簡易申告書」に、
「第6号様式（乙）」を「別記第6号様式
（乙）」に改める。

別記第6号様式（乙）を次のように改める。

別記第 6 号様式 (乙) (第 5 条関係)

年度 特別区民税・都民税 簡易申告書

江東区長 殿

年 月 日 提出

1月1日現在の住所 ふりがな	江東区
氏名	
生年月日	年 月 日
個人番号	
電話番号	職業

整理番号 職員処理欄のため記入しないでください。

【問合せ先】
江東区役所 部 課
電話

・この申告書は、江東区から 年度特別区民税・都民税申告書を送付した方のうち、まだ提出が確認できない方等にお送りしています。
・年中の所得状況等をこの申告書に記入し、同封の返信用封筒にて返送してください。

・収入がなかった方は、以下の記入は不要です。
・収入があった方は、以下のうち該当する項目に記入してください。

①給与収入があった方

収入金額 円

※源泉徴収票の写しを同封してください。お持ちでない場合は裏面⑥「給与所得の内訳」に記入し、合計額を左欄に転記してください。

②年金収入があった方 (国民年金・厚生年金・その他公的年金の合計)

収入金額 円

※源泉徴収票の写しを同封してください。
※遺族年金・障害年金・老齢福祉年金等の課税対象外のものを含みません。

③その他の収入があった方 (当てはまる種目にチェック☑をしてください)

営業等 不動産 配当 雑 その他 ()

収入金額 (A) 円 必要経費 (B) 円 所得金額 (A-B) 円

※収入又は経費内訳が確認できるものを同封してください。
※左記以外の所得又は雑所得で「現金主義の特例」を適用する業務を申告する場合は、課までお問い合わせください。

④所得から差し引く金額がある方

社会保険料控除	健康保険	<input type="text"/> 円	後期高齢者医療保険	<input type="text"/> 円	※(要証明書)と記載があるものについては、支払った金額が分かる証明書を同封してください。 ※左記に記載がない控除(医療費控除等)を申告する場合は、課までお問い合わせください。
	介護保険	<input type="text"/> 円	国民年金(要証明書)	<input type="text"/> 円	
生命保険料控除(要証明書)	新生命保険支払額の合計	<input type="text"/> 円	新個人年金支払額の合計	<input type="text"/> 円	介護医療保険支払額の合計 <input type="text"/> 円
	旧生命保険支払額の合計	<input type="text"/> 円	旧個人年金支払額の合計	<input type="text"/> 円	
地震保険料控除(要証明書)	地震保険支払額の合計	<input type="text"/> 円	旧長期損害保険料支払額の合計	<input type="text"/> 円	

本人該当 (該当項目にチェック☑をしてください) 寡婦控除 ひとり親控除 勤労学生控除 (要証明書) (学校名) 年 在学 障害者控除 (要証明書) 身・精愛・他 級 (度)

死別 生死不明 離婚 未帰還

扶養控除又は16歳未満の扶養親族

1人目
ふりがな 氏名 続柄
生年月日 障害者控除 (要証明書) 同居 別居 (裏面⑧へ記入)
身・精愛・他 級 (度)

2人目
ふりがな 氏名 続柄
生年月日 障害者控除 (要証明書) 同居 別居 (裏面⑧へ記入)
身・精愛・他 級 (度)

3人目
ふりがな 氏名 続柄
生年月日 障害者控除 (要証明書) 同居 別居 (裏面⑧へ記入)
身・精愛・他 級 (度)

配偶者控除
ふりがな 配偶者の氏名
生年月日 障害者控除 (要証明書) 同居 別居 (下段へ記入)
身・精愛・他 級 (度)

配偶者特別控除
別居の場合の住所
個人番号

同一生計配偶者
配偶者の収入 円
給与収入 円
公的年金等収入 円
その他その他の所得 円

※障害者控除に該当する方について、個人番号の記入ができない場合は、身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳の写し又はこれ以外の該当する証明書の写しを必ず同封してください。
※扶養親族等が4人以上いる場合は、続きを裏面⑧に記入してください。
※別居扶養親族等がある場合は、裏面⑧に住所を記入してください。
※16歳未満の扶養親族 (年1月2日以降に生まれた方) は、扶養控除の適用はありませんが、住民税の非課税判定等に必要となります。

⑤給与・公的年金等に係る所得以外 (年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外) の特別区民税・都民税の納税方法

給与から差し引き (特別徴収) 自分で納付 (普通徴収) (希望があればチェック☑を入れてください。)

【職員記入欄】

⑥給与所得の内訳

(日給等の給与所得がある方で、源泉徴収票をお持ちでない方は記入してください。)

月	日給 円	勤務日数 日	月取 円
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
賞与等			円
合計			円
勤務先所在地			
勤務先名称			
電話番号			

⑧4人目以降の扶養親族等がいる場合

扶養控除又は16歳未満の扶養親族の続き	4人目		ふりがな		続柄		
			氏名				
			生年月日		<input type="checkbox"/> 障害者控除(要証明書)	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 (下記⑨へ記入)	
					身・精 愛・他 級(度)		
			個人番号				
	5人目		ふりがな		続柄		
			氏名				
			生年月日		<input type="checkbox"/> 障害者控除(要証明書)	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 (下記⑨へ記入)	
					身・精 愛・他 級(度)		
			個人番号				
	6人目		ふりがな		続柄		
			氏名				
		生年月日		<input type="checkbox"/> 障害者控除(要証明書)	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 (下記⑨へ記入)		
				身・精 愛・他 級(度)			
		個人番号					

⑨別居の扶養親族の住所

1	氏名	住所
2	氏名	住所
3	氏名	住所
4	氏名	住所
5	氏名	住所

※国外に居住している親族を扶養している場合は、扶養されている方との関係が分かる「親族関係書類」(戸籍の附票の写し等の公的な証明書及び該当の親族の旅券(パスポート)の写し等)と、各人の「送金関係書類」(金融機関が発行した書類又はその写し等)を同封してください。

⑦他の区市町村で課税及び納税されている方

区市町村名	
課税地の住所	

(職員記入欄)

【問合せ先】

江東区役所
電話

部 課
FAX

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

江東区立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 3 年 7 月 8 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第 5 9 号

江東区立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

江東区立都市公園条例施行規則(昭和 5 2 年 6 月江東区規則第 2 4 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項を次のように改める。

2 前項の申請は、次の各号に掲げる公園に応じ、当該各号に定める期間に受け付けるものとする。ただし、区長が特に認めるときは、この限りでない。

(1) 江東区立豊洲公園、江東区立豊洲ぐるり公園及び江東区立若洲公園 使用する日の属する月の 6 月前の初日(当該日が休日(江東区の休日を定める条例(平成元年 3 月江東区条例第 1 号)第 1 条第 1 項に規定する休日という。以下同じ。)に当たるときは、その日以降の直近の開庁日をいう。以下同じ。)から使用する日の 7 日前(ただし、休日は日数に算入しない。以下同じ。)まで

(2) 前号に掲げる公園以外の公園 使用する日の属する月の 2 月前の初日から使用する日の 7 日前まで

第 6 条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の申請は、次の各号に掲げる公園に応じ、当該各号に定める期間に受け付けるものとする。ただし、区長が特に認めるときは、この限りでない。

(1) 江東区立豊洲公園、江東区立豊洲ぐるり公園及び江東区立若洲公園 占用する日の属する月の 6 月前の初日から占用する日の 7 日前まで

(2) 前号に掲げる公園以外の公園 占用する日の属する月の 2 月前の初日から占用する日の 7 日前まで

別記第 1 号様式、別記第 3 号様式、別記第 5 号様式及び別記第 2 5 号様式中「印」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区立都市公園条例施行規則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区普通河川管理条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 3 年 7 月 1 9 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第 6 0 号

江東区普通河川管理条例施行規則の一部を改正する規則

江東区普通河川管理条例施行規則(昭和 5 6 年 1 1 月江東区規則第 3 4 号)の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式から別記第 7 号様式までの規定中

「江東区長 殿」

を

「江東区長 あて」

に改め、「印」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区普通河川管理条例施行規則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告 示

◎江東区告示第185号

都市計画の原案について

江東区地区計画等の案の作成手続きに関する条例（昭和63年3月江東区条例第12号）第2条の規定により、東京都市計画地区計画に係る都市計画の原案を次のように公告する。

なお、地区計画区域内の土地所有者および都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第10条の4で定める利害関係者は、江東区に対して意見書を提出することができる。

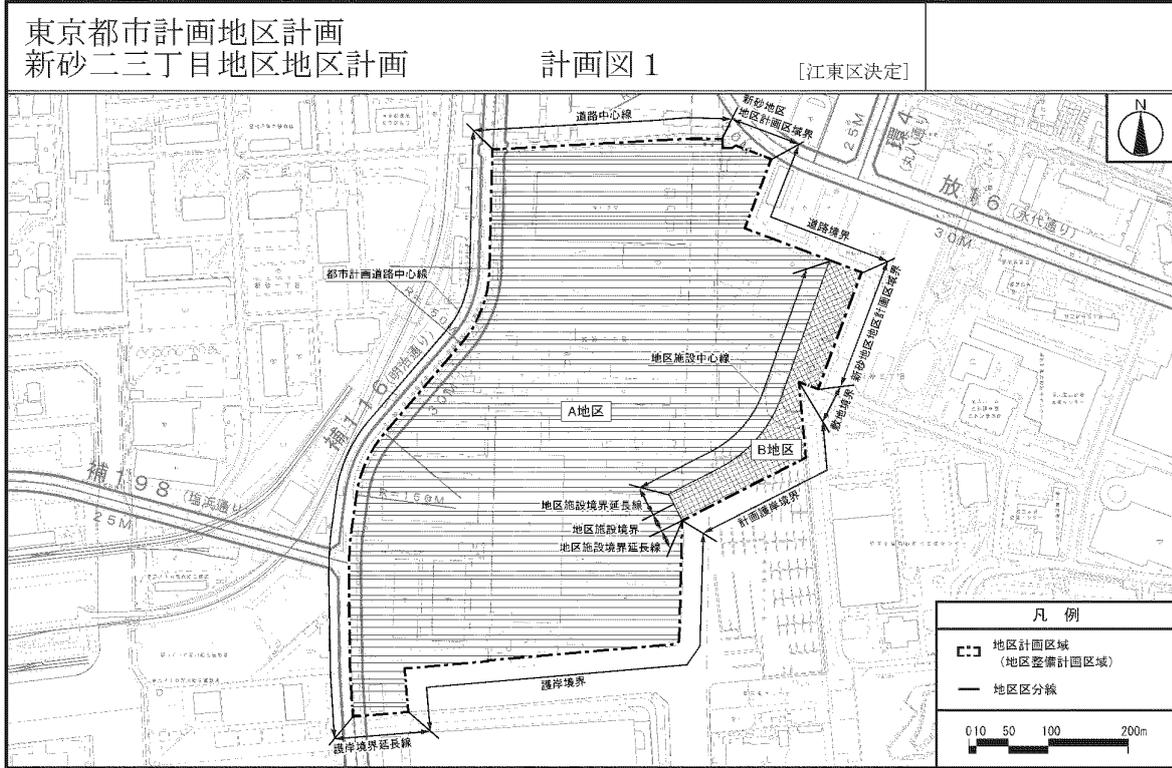
令和3年7月7日

江東区長 山 崎 孝 明

記

都市計画の区域	東京都市計画
種類	地区計画
名称	新砂二・三丁目地区地区計画
位置	別紙のとおり
都市計画を定める土地の区域	江東区新砂二丁目及び新砂三丁目各地内
縦覧場所	江東区役所都市整備部都市計画課（庁舎5階）
縦覧期間	公告日の翌日から起算して2週間
意見書の提出期間	公告日の翌日から起算して3週間
意見書の提出先	江東区東陽四丁目11番28号 江東区役所都市整備部都市計画課

[別紙]



◎江東区告示第186号

都市計画の原案について

江東区地区計画等の案の作成手続きに関する条例(昭和63年3月江東区条例第12号)第2条の規定により、東京都市計画地区計画に係る都市計画の原案を次のように公告する。

なお、地区計画区域内の土地所有者および都市計画法施行令(昭和44年政令第158号)第10条の4で定める利害関係者は、江東区に対して意見を提出することができる。

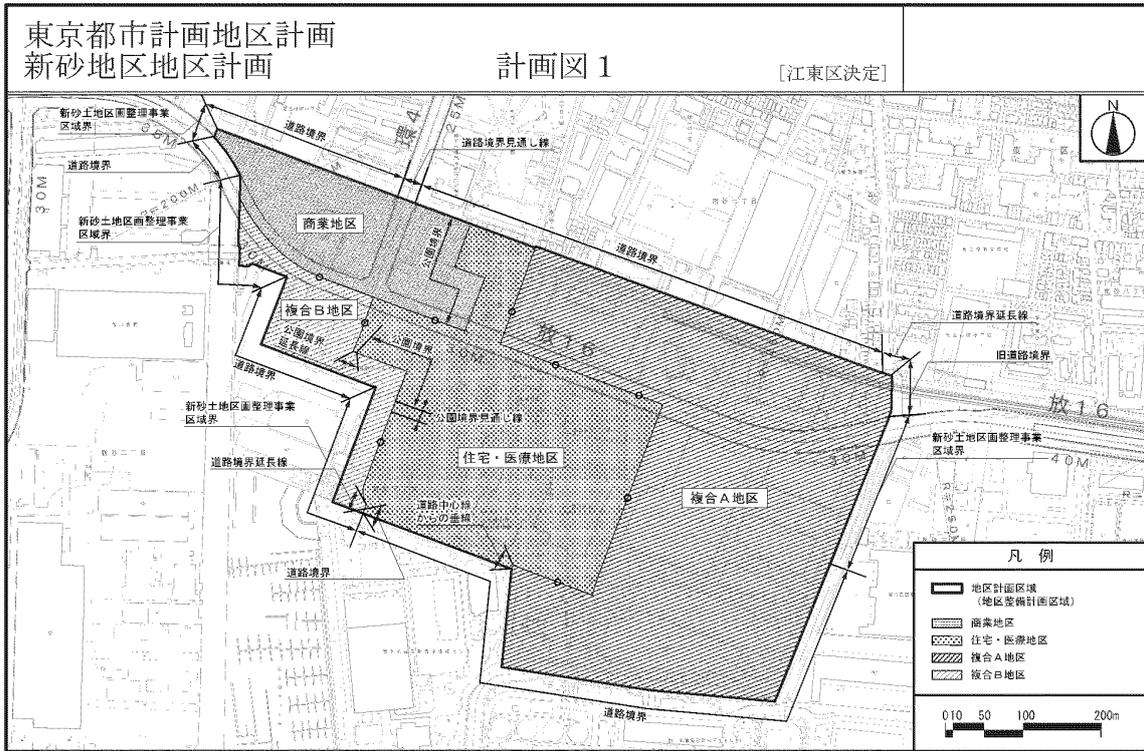
令和3年7月7日

江東区長 山崎孝明
記

縦覧場所	江東区役所都市整備部都市計画課(庁舎5階)
縦覧期間	公告日の翌日から起算して2週間
意見書の提出期間	公告日の翌日から起算して3週間
意見書の提出先	江東区東陽四丁目11番28号 江東区役所都市整備部都市計画課

都市計画の区域	東京都市計画
種類	地区計画
名称	新砂地区地区計画
位置	別紙のとおり
都市計画を定める土地の区域	江東区新砂二丁目、新砂三丁目、南砂三丁目及び南砂七丁目各地内

[別紙]



◎江東区告示第187号

令和3年7月9日、江東区議会の議決を経た、令和3年度補正予算を地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和3年7月9日

江東区長 山崎孝明
記

- 1 令和3年度江東区一般会計補正予算(第3号)
- 2 令和3年度江東区一般会計補正予算(第4号)

令和 3 年度江東区一般会計補正予算 (第 3 号)

令和 3 年度江東区一般会計補正予算 (第 3 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 897,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 223,999,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
14	国 庫 支 出 金	42,016,590	391,679	42,408,269
	2 国 庫 補 助 金	4,927,111	391,679	5,318,790
15	都 支 出 金	19,314,407	242,000	19,556,407
	2 都 補 助 金	8,042,417	242,000	8,284,417
18	繰 入 金	22,232,530	263,321	22,495,851
	1 基 金 繰 入 金	22,232,530	263,321	22,495,851
	歳 入 合 計	223,102,000	897,000	223,999,000

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	民 生 費	106,119,612	391,679	106,511,291
	3 児 童 福 祉 費	58,830,570	391,679	59,222,249
4	衛 生 費	21,151,584	159,227	21,310,811
	3 公 衆 衛 生 費	9,393,866	159,227	9,553,093
5	産 業 経 済 費	3,483,464	346,094	3,829,558
	1 商 工 費	3,483,464	346,094	3,829,558
	歳 出 合 計	223,102,000	897,000	223,999,000

令和 3 年度江東区一般会計補正予算 (第 4 号)

令和 3 年度江東区一般会計補正予算 (第 4 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 427,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 224,426,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
14	国 庫 支 出 金	42,408,269	427,000	42,835,269
	2 国 庫 補 助 金	5,318,790	427,000	5,745,790
	歳 入 合 計	223,999,000	427,000	224,426,000

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	民 生 費	106,511,291	427,000	106,938,291
	1 社 会 福 祉 費	19,925,550	427,000	20,352,550
	歳 出 合 計	223,999,000	427,000	224,426,000

◎江東区告示第 1 8 9 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 2 7 第 2 項の規定に基づく包括外部監査契約を次のとおり締結したので、同法第 2 5 2 条の 3 6 第 6 項の規定に基づき告示する。

令和 3 年 7 月 9 日

江東区長 山 崎 孝 明
記

- 1 契約の相手方 東京都江東区三好四丁目 7 番 1 0 - 2 0 5 号
公認会計士 遠山 高英
- 2 契約の始期 令和 3 年 7 月 9 日
- 3 費用の算定方法 8 9 3 万 2 , 0 0 0 円を上
限とし、基本費用及び執務
費用を合算した額とする。
- 4 費用の支払方法 監査の結果に関する報告書
提出後に一括払とし、必要
があると認めるときは、一
部前払とすることができる。

◎江東区告示第 1 9 3 号

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 4 2 条第 1 項第 5 号の規定に基づく道路について、下記のとおり指定の変更（一部取消し）をした。

なお、関係図面は、本区都市整備部建築課において縦覧に供する。

令和 3 年 7 月 1 4 日

江東区長 山 崎 孝 明
記

- 1 指定に係る道路の種類
法第 4 2 条第 1 項第 5 号の規定による道路
- 2 指定の年月日
令和 3 年 7 月 1 4 日
- 3 指定に係る道路の位置
江東区東陽四丁目 1 1 番 2 0 、 1 1 番 7 8 、
1 1 番 1 6
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
変更（一部取消し） 延長 1 5 . 7 9 m 幅
員 4 . 6 4 m

◎江東区告示第 1 9 5 号

地区計画の変更の原案について

東京都市計画地区計画の変更の原案について、東京都知事から関係図書の写しの縦覧依頼があったので、下記のとおり公告する。

なお、東京都再開発等促進区を定める地区計画等の案の作成手続に関する条例（平成元年東京都

条例第 3 6 号）第 4 条の規定により、当原案に係る区域内の土地所有者及び都市計画法施行令（昭和 4 4 年政令第 1 5 8 号）第 1 0 条の 4 に規定する利害関係を有する者は、東京都における縦覧開始の日から起算して 3 週間を経過する日までに、東京都知事に対して意見書を提出することができる。

令和 3 年 7 月 1 6 日

江東区長 山 崎 孝 明
記

名 称	豊洲二・三丁目地区地区計画
位 置	変更する区域 江東区豊洲二丁目及び豊洲三丁目 各地内
区 域	別図のとおり
縦覧場所	東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課（都庁第二本庁舎 2 1 階 北側）及び江東区役所都市計画課 （庁舎 5 階）
縦覧期間	令和 3 年 7 月 2 7 日まで
意見書の 提出先	新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 東京都都市整備局都市づくり政策 部都市計画課

[別図]



※この地図は、国土地理院長の承認(平24開公第269号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(3都市基交第137号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。
 ※(承認番号)3都市基街都第13号、令和3年4月20日

令和3年7月20日

江東区長 山崎孝明
記

◎江東区告示第196号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例(昭和60年10月江東区条例第28号)第15条第2項及び第23条第2項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから1か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同条例第15条第3項及び第23条第2項の規定により、当該自転車を処分する。

令和3年7月20日

江東区長 山崎孝明

[別紙省略]

施設名	所在地	確認年月日	施設等の種類
Bright Up English Immersion Pre school (プレイグループ木場校内)	江東区東陽5-9-10 1F	令和3年4月11日	認可外保育施設

◎江東区告示第198号

特定子ども・子育て支援施設等の確認について

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第58条の2の規定に基づき、特定子ども・子育て支援施設等に係る法第30条の11第1項の確認を行ったので、法第58条の11第1号の規定により下記のとおり告示する。

◎江東区告示第199号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の25第4項及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の3第2項の規定に基づき事業の廃止の届出があったので、下記のとおり告示する。

令和3年7月26日

江東区長 山崎孝明
記

- 1 設置者の名称及び主たる事務所の所在地
 咲の樹ケア株式会社
 江東区北砂 5 - 1 9 - 6 - 1 0 9
- 2 事業所の名称及び所在地
 さくら・介護ステーション大島
 江東区東砂 2 - 1 0 - 7
- 3 廃止年月日
 令和 3 年 7 月 2 5 日
- 4 事業の種類
 特定相談支援事業
 障害児相談支援事業
- 5 事業の主たる対象者
 特定なし

◎江東区告示第 2 0 0 号

介護保険法第 8 2 条第 2 項の規定により指定居宅介護支援事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第 8 5 条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和 3 年 7 月 2 6 日
 江東区長 山 崎 孝 明
 記

- 1 介護保険事業所番号
 1 3 7 0 8 0 6 3 0 7
- 2 事業所の名称及び所在地
 なでしこケア
 東京都江東区富岡二丁目 5 番 6 - 1 0 1 号
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
 株式会社守破離
 東京都江東区富岡二丁目 5 番 6 号
 代表取締役 佐藤 治郎
- 4 廃止年月日
 令和 3 年 6 月 3 0 日
- 5 サービスの種類
 居宅介護支援

◎江東区告示第 2 0 5 号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和 6 0 年 1 0 月江東区条例第 2 8 号）第 1 5 条第 2 項及び第 2 3 条第 2 項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから 1 か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同条例第 1 5 条第 3 項及び第 2 3 条第 2 項の規定により、当該自転車を処分する。

令和 3 年 8 月 3 日
 江東区長 山 崎 孝 明

[別紙省略]

◎江東区告示第 2 0 6 号

令和 3 年 4 月 1 日江東区告示第 1 0 0 号（犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料収納事務の委託について）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 8 月 3 日
 江東区長 山 崎 孝 明

別紙の表中「アテナ動物病院亀戸」を「ペテモ動物病院亀戸」に改める。

◎江東区告示第 2 0 7 号

介護保険法第 7 8 条の 5 第 2 項の規定により指定地域密着型サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第 7 8 条の 1 1 の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和 3 年 8 月 4 日
 江東区長 山 崎 孝 明
 記

- 1 介護保険事業所番号
 1 3 7 0 8 0 5 0 9 3
- 2 事業所の名称及び所在地
 レコードブック砂町
 東京都江東区北砂三丁目 6 番 1 4 号
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
 株式会社インターネットインフィニティー
 東京都品川区大崎一丁目 1 1 番 2 号
 代表取締役 別宮 圭一
- 4 廃止年月日
 令和 3 年 7 月 3 1 日
- 5 サービスの種類
 地域密着型通所介護

◎江東区告示第 2 0 8 号

介護保険法第 7 8 条の 2 第 1 項の規定により指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第 7 8 条の 1 1 の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和 3 年 8 月 4 日
 江東区長 山 崎 孝 明
 記

- 1 介護保険事業所番号
 1 3 9 0 8 0 0 5 4 6
- 2 事業所の名称及び所在地
 レコードブック砂町
 東京都江東区北砂三丁目 6 番 1 4 号
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者

株式会社 wakabayashi
東京都江東区亀戸七丁目9番1号
代表取締役 若林 卓

- 4 指定年月日
令和3年8月1日
- 5 サービスの種類
地域密着型通所介護

◎江東区告示第209号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第4
2条第1項第5号の規定に基づく道路について、
下記のとおり指定をした。

なお、関係図面は、本区都市整備部建築課にお
いて縦覧に供する。

令和3年8月5日
江東区長 山 崎 孝 明
記

- 1 指定に係る道路の種類
法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日
令和3年8月5日
- 3 指定に係る道路の位置
江東区東砂五丁目92番2の一部
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
延長 18.79m 幅員 4.00m

告 示 （ 教 ）

◎江東区教育委員会告示第10号

下記により、令和3年第7回江東区教育委員会
定例会を招集する。

令和3年7月16日

江東区教育委員会

教育長 本 多 健一朗

記

- 1 日時 令和3年7月20日（火）
午前10時
- 2 場所 教育センター（江東区教育センター
内）
- 3 報告事項
(1) 新型コロナウイルス感 染症の対応につい
て ほか

告 示 (監)

区 議 会

◎江東区監査委員告示第 8 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 25 条の 3 第 2 項の規定により、包括外部監査人の監査の事務を補助する者について下記のとおり告示する。

令和 3 年 8 月 2 日

江東区監査委員 松 土 英 男
同 藏 田 朝 彦
同 佐 藤 信 夫
同 甚 野 ゆ ず る

記

1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所

天野 修 千葉県松戸市六実四丁目 8 番地の 4 - 205 号
小泉 妙美 東京都江東区東砂七丁目 5 番 22 - 904 号
郷田 尚美 東京都江東区豊洲三丁目 6 番 5 - 4203 号
寺澤 智行 東京都江東区豊洲五丁目 6 番 29 - 633 号
寺村 航 東京都港区南青山五丁目 4 番 6 - 403 号
幡田 宏樹 東京都江東区東雲一丁目 9 番 50 - 2909 号
濱崎 俊幸 東京都江東区亀戸五丁目 17 番 11 - 701 号

2 包括外部監査人の監査の事務を補助する者が当該事務を補助できる期間

令和 3 年 8 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

◎区議会議決事項（令和 3 年第 2 回定例会）

6 月 9 日から 7 月 9 日まで会期 31 日間にわたって開会した令和 3 年第 2 回江東区議会定例会において、別記の事項を議決した。

1 議案（区長提出）

議案第 24 号 令和 3 年度江東区一般会計補正予算（第 3 号）
議案第 25 号 あらたに生じた土地の確認について
議案第 26 号 包括外部監査契約の締結について
議案第 27 号 江東区奨学資金貸付金の返還請求に関する民事訴訟の提起について
議案第 28 号 異橋架替工事（その 1）請負契約
議案第 29 号 江東区立数矢小学校校舎増築その他改修工事請負契約
議案第 30 号 江東区立数矢小学校校舎増築その他電気設備改修工事請負契約
議案第 31 号 江東区立数矢小学校校舎増築その他機械設備改修工事請負契約
議案第 32 号 江東区立八名川小学校校舎その他改修工事請負契約
議案第 33 号 江東区立教育センター機械設備改修工事請負契約
議案第 34 号 江東区個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例
議案第 35 号 江東区一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例
議案第 36 号 江東区特別区税条例の一部を改正する条例
議案第 37 号 江東区事務手数料条例の一部を改正する条例
議案第 38 号 江東区こどもプラザ条例
議案第 39 号 江東区子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例
議案第 40 号 江東区立図書館条例の一部を改正する条例
議案第 41 号 令和 3 年度江東区一般会計補

正予算(第4号)

(以上7月9日原案可決)

2 請願・陳情

3 陳情第30号 東京五輪・パラリンピック
はただちに中止すべきとの
意見を国、東京都、IOC、
JOCに提出することなど
を求める陳情

3 陳情第32号 コロナ感染の爆発的拡大下
における五輪祝賀イベント
の中止を求める陳情

(以上7月9日不採択)

